

警察監獄學會雜誌

第三卷 第七号
目録

論說

●監獄官懇親會席上に於て

文學士 久米金彌述

●普氏市警察論ヲ讀ム(承前)

文學士 石田 氏 幹

●典獄ヲ輕易ニ交迭スルノ不可ヲ論シテ當局者ニ望ム

山陰 笠津生稿

●警察官(承前)

石井光美

●蒼海一滴

再犯加重ニ關スル改正法律按

●批 評

在横須賀汗 馬居士

●獄務提要批評

釧路 原 胤 昭

●法令註解

豫戒令詳釋(承前)

●火藥取締規則註解(承前)

文學士 岡喜七郎

●巡査採用規則註解(承前)

●警察制式註解(承前)

問答

●新聞紙の保證金に就てヘーン氏との問答

●銃砲射的取締標準ニ關スル件

雜報

●正誤 ●獄事講話會 ●教誨師の會
●監獄統計 ●多きを如何せん
●監獄官受罰者 ●看守部長
●署置の上の理由 ●看守部長
●設置の上の理由 ●看守部長
●府市警察の増見 ●限手發
●九州警察部長の會 ●伯林
●於けるヘーン氏 ●伯林
●自轉車の利用 ●伯林
●奇報 ●伯林

附録

●法律原論(承前)

英國ウィリアム・マークビー原著

文學士 永井久滿次校閱

大久保健吉譯

來る四月一日よりは月俸六圓及七圓を受けたる巡査
は悉皆八圓の俸給を受くることとなり家計上非常に餘
裕を見る人もあるなるへし今昨廿四年四月に於て取

術中に陥りたるものも擧げらるる由なるか何卒警察
に於ても充分此邊に注意せられ 驅術の遏止と共に良
民保護に力を致され度思ふなり (田舎人投)

警察監獄學會發兌

本書は著者か多年研究し得られたる監獄學上の識験を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣らひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以て獄務の梗概を知り再誦以て執務の要領を悟り數回之を誦讀研究するに於ては大に以て監獄學の知識を養成するを得へし。本書は分つて九章となす即ち第一章に於ては緒言を述べ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述べ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち性格性質技能知識等の狀況を述べ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又は戒護の要は何にあるか如何せば能く適實に之を執行し得らるべきや等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に、監獄に於て運動教誨及び學業を施行する所以の趣旨を論し之に處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更らに進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守か監獄官吏として囚人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特に獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述べ、上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項は最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり

本書題註して看守必携と謂ふと雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂、看守と稱する内には看守以下の吏員をも包括しあるものなりとす、這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君か本書を必要とせらるゝか如く女監取締、押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感ぜらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す何んとなれば先づ其下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざるべきを以てなり是れ即ち本書の題名を以單に看守必携と謂はすして沈く獄務提要と命名せられたる所以なる歟、概要前記する所の如きものなるか故に各地方看守教習所等の教科用書として本書の最も當適なる良著書なるは論を俟たず故に願はくは先づ教科書として之を採擇せられんことを希望す、監獄官吏殊に看守として職務に従事せらるゝの諸君は必ず一本書を備へて之を研究せられんことを希望す

警察監獄學會雜誌第二卷第十七號



なり是れ即ち本書の題名を以て單に看守必携と謂はすして沢く職務概要と命名せられたる月報なる良著
概要前記する所の如きものなるが故に各地方看守教習所等の教科用書として本書の最も當適なる良著
會なるは論と限たす故に版はくは先づ教科書として之を採用せられんことを希望す
て是等は既述する所の如きものなるが故に各地方看守教習所等の教科用書として本書の最も當適なる良著

警察監獄學會雜誌第二卷第七號

論 說

左の一篇は去る二月二十日東都上野櫻雲臺に於て開會せられたる獄事懇親會の席上に於て文學士久米金
彌氏が演說せられたる所の大意を筆記したるものにて其筆記は小河滋二郎氏の手に成れるものとす今二
氏の許諾を得特に之を本誌に載す

學會記者白す

●監獄官懇親會席上に於て

文學士 久米 金 彌述

諸君、本日諸君と本席に相見ゆるを得るは余の光榮とする所なり

本席は懇親を主とせらるゝものなれども、素と親しく獄事の實際に當らるゝ諸君の
會合なれば、監獄の實務に關する有益なる談話も多々之あるへく、余か本席に參せる
は一に諸君の有益なる高話を拜聽し以て自から諸學上利せんことを期したるに外
ならず、然るに今や小河君より切に余に起立を勸誘せらる、余は少しく當初の所期に

違ふものあるを覺ゆるのみならず、寧ろ迷惑に思ふ所なきにあらす、然れども小河君の勸誘亦止むべきにあらす、依て已むを得ず茲に起立し聊か所思を述へて諸君の清聽を汚さんと欲す、但し未だ充分の考慮もなく所述も極めて淺薄なるべきは豫め諸君の諒鑑を仰く所なり

泰西諸國に於ける獄事進歩の狀況を觀るに其の進歩の原動力の常に必らず内部に在ることは余か講學上發見し得たるの一事相なりとす、而して其の原動力の内部に在りとは之を換言すれば監獄の實情を裏面より貫察したる人々、即ちこれ監獄改良の主動者たること是なり、則ち或は憐むべき負債者として拘禁を受け、或は刑事被告人若くは囚人として獄内に呻吟し、其の躬は親しく痛苦を受け、具さに辛酸を嘗め、而して獄内の慘狀は之を目撃し、其の弊惡は細大となく之を看破したる者、纔かに縲綬を脱して社會に出て靜寧に生活を送るも、其の獄内に於ける實歴は深く腦裏に印して遣るゝことなく、而して監獄は永く其の狀態に止めしむるへからざるを悟り、茲に初めて獄内悲惨の實情を暴露し其の弊惡は之を指摘し、以て改良の已むへからざる所以を唱道し廣く同情を表するの志士を求め漸く人心をして此の方向に集めしめ茲に始めて強大なる外部の結合力を作爲し、以て着々改良の實效を奏したるに外ならず、今一々其の例證を茲に擧ぐるの煩を取らずと雖とも其の大意は正さに前述したるか如く一二の在獄したる者、獄事改良の主動者となり其の事業の計畫者となり、運動の中心點たりしこと疑ふへくもあらす

然るに我國に於ける近時の實相は正さに前者と相表裏するものあるを看る蓋し我國獄事の進歩は其の原動力を獄内に發せずして獄外に發すればなり、獄外とは何をや、他なし、本席に會合せらるゝ諸君並に諸君と同一の位置に在る者即ち是なり、語を約して之を言へば治獄の當局者即ち是なり、今夫れ當局者諸君は泰西に於ける如く在獄者、若くは嘗て在獄者たりし者の愁訴を俟たず、又其の指導を受くることなきも尙ほ能く獄内の實情を知悉し、獄制の短所は何れにありや、弊惡は如何なる場所に埋伏せるや、在獄者は如何なる點に於て最も痛苦を感じるや、在獄者をして改良せしむる所以のもの如何等、凡そ此種の問件は悉く之を精覈稽查し而かも苟くも其の弊惡を察し、短所を知りたる時は直ちに之か矯正に着手し敢て躊躇することなし、今日我が監獄の舊時に比して著しく進歩したるもの主として之に由らすんはあらす、

而かも當局者は未だ之を以て満足することを爲さず、今尙ほ之か改良に銳意し、着々其の歩武を進めつゝあるは余か諸君と共に見證する所なり、要するに今日我國に在りて獄事進歩の原動力たるもの治獄の當局者の外、他に之なしと云ふも決して事實を誤らざるの言なるを確信す

今此の事相たる、余を以て之を視れば大に慶賀すへきものたるを知る、蓋し泰西諸國に於て在獄者をして改良の主動者たらしめし所以のものは實に監獄の慘狀、在獄者をして忍ぶ能はざらしむるの極に達したるに拘らず、獄外者は之を放念して毫も顧みることなく遂に之をして已むを得ず奮然蹶起せしめたるに外ならず、然るに我國に在りては大に然らず、監獄の慘狀未だ其の極に達せず、在獄者の痛苦を感じる亦其の甚しきに至らざるに早く既に之を矯正し之を排却し以て彼の憐むへき幾多の生靈をして苦界より救出するに盡力するものなればなり

然るに監獄の事業たる固と當局者のみの獨力を以て經營し得へきものにあらず、必らずや力を社會に假り強大なる勢力を以て之を遂行せざるへからず、然るに我國今日の情態を通觀するに社會一般は殆んど監獄事業を放委して之を顧みざるもの如く、殊に監獄の實況は果して如何、其の改良を必須とするもの那邊にあるか等の項目に關しては一般人民殆んど其注意を缺くものゝ如し、一般の狀況斯の如くんは監獄改良の大事業焉くんそ之を完成し得へけんや

看よ彼の監獄費國庫支辨に關する法案の經過を看よ、此の法案の監獄改良の一方たることは余の諸君と共に確信する所なり、然るに該法案は不幸にも衆議院に於て廢棄せられたり、是れ畢竟獄事に關する社會の注意未だ足らざる所あるに職由せずんはあらず、想ふに衆議院に於ける代議士の大多數は素より該法案の監獄改良に裨益あるを知らざるにあらず、知りて之を可決せざるは他に希望の之に優るものあるに職由せるは蓋し事實ならん、然れども若し該法案の眞價にして一般人民悉く之を詳知したらんには該法案の如き不幸なる運命は必らず之を見ざりしならん、蓋し一般人民にして監獄の實情を究め該法案の監獄改良上已むへからざる所以を知り且つ該法案の通過を希望するの切なるを表明したらんには三百の代議士と雖ども能く之に反抗し以て之を否決することを爲さんや

然れども是れは唯一例を舉示したるのみ、要するに獄事に關する思想は獨り之を當

局者の間に止めず、而して監獄改良の事業は獨り之を當局者の事業となさず、其の意
想は之を推擴して一般人民に及ぼし、而して其の事業は之を社會の事業となすこと
今日に在りて最も肝要なるへし、則ち監獄に關する實情は如何、獄制の短所は如何、
之を改良する所以のもの如何等即ち之を約言すれば監獄に關する智識は之を一般
人民に注入し且つ之を浸染せしめむること今日に在りて最も急務なるへし、而して
一般人民にして獄事に關する實情を知悉し、之か改良の已むべからざる所以を了得
し且つ之を要求するに於ては監獄改良の大事業之を決行する何の難きことか之あ
らん、況んや監獄費を國庫に移すの一法案に於てをや、

諸君は他の當局者と共に監獄改良の主動者たるの位置に在るものなり、而して余の
所説にして若し誤らすとせば諸君は諸君の目的を達する上に於て先つ一般人民を
教導するの覺悟なかるべからず、即ち諸君は一方に於ては監獄其の物を改良する所
以を講究し且つ之を實行せらるゝと同時に一般人民の意想をして之に傾注せしむ
ることを務めざるべからず

而して本席に於て諸君が一齊に賛同せられたる談話會設立の如きは則ち一般人民
を教導するの最好手段たるを確信す、蓋し從來監獄に關する智識の増進を目的とせ
る會合は一二之ありしと雖ども未だ廣く一般人民を對手として之か教導を目的と
せるものあるを見ず、是れ余の殊に遺憾とせる所なり、然るに今や諸君の一致に由り
此種の會合の成立を見るは余の欣喜に堪へざる所なり、而して余は此の會合の成立
を以て獄事改良事業の第一着手なりと確信し特に慶賀せんと欲するなり

余か此演述素より卑近、見るに足るべきものなからん然れども幸ひ小河君の厚意
に因り茲に一篇の文を爲せり、乃ち警察監獄學會の請に任せ該會雜誌に登載を許
諾す、茲に厚く小河君の勞を謝す

金 彌 附 記

● 普氏市警察論ヲ讀ム (承前)

法學士 石 田 氏 幹

今其慈善家カ小兒ヲ保護スルノ方法如何ナルヤヲ願レハ慈善家カ小兒ノ可悲的實
狀ヲ目撃スルヤ直ニ之ニ愉快ナル方便ヲ與ユルノ觀念ニテ先ツ之ヲ寄宿所等ニ
住ハシムルヲ以テ通常トス而シテ此寄宿所ハ屢々彼等小兒ニ於テ彼等カ舊來住居

セル家屋ヨリ満足ヲ感スルコトナキニアラス 彼等ハ實ニ巨大ナル家屋ニ住居スルナリ 彼等ノ寢床ハ實ニ清潔ニシテ柔軟ナルナリ 彼等ハ茲ニ同年輩ノ朋友ヲ得彼等ハ茲ニ彼等ノ所好ノ雜誌ヲナスヲ得此場所ヤ新奇ニシテ愉快ニ此雜誌ヤ輕快ニシテ有害ニ彼等ノ心情ハ日ニ懶惰ノ境界ニ陥リ 彼等ノ知識ハ日ニ狡猾ノ範圍ニ走リ 其結果ノ決シテ良好ナラサルコト毫モ怪ムニ足ラサルナリ

然リ而シテ慈善家カ上述ノ方法ニヨリ小兒ヲ保護スルヤ敢テ政府ノ補助ニ依ルニアラスシテ唯單ニ私立慈善同盟會等ノ力ニ依ルモノナレバ從ツテ役員モ僅少ナラサルヘカラサルヘク又保護モ自然ニ不行届トナラサルヘカラサルナリ之ニ加フルニ此等役員ノ小兒ヲ保護スルヤ公權ヲ以テスルニアラスシテ啻ニ慈善的寬宥手段ヲ以テスルモノナレハ小兒誘惑者ノ如キ毫モ畏警ノ念ヲ起サ、ルヘク其實効ノ範圍實ニ狭小ナリト謂フヘシ

是ニ由テ之ヲ觀レハ此ノ如キ不充分ナル方法又此ノ如キ寬宥ナル手段ニテハ假令小兒ヲ保護スル法律ヲ制定スルモ其法律ハ無用ノ長物ニ屬シ毫モ其効果ナカルヘク卑猥ナル戲場ニハ年少ノ女子ヲ以テ充滿スヘク下級ナル酒店ニハ幼小ノ男子ヲ以テ汎溢スルニ至ルヘシ是ニ於テ乎其寬宥ナル手段ハ變シテ嚴密ナル手段トナサ、ルヘカラサルナリ 其不充分ナル方法ハ進メテ充分ナル方法トナサ、ルヘカラサルナリ之ヲ換言スレハ慈善家ノ保護ハ變シテ警察上ノ保護トナサ、ルヘカラサルノ必要起ル

然ラハ則チ之ヲ警察上ノ保護トナシ其保護ヲ周密ナラシムルニハ如何ニセハ可ナルヤト云フニ先ツ分掌主義ニ依リ警察官吏ヲ配置スルニ若クハナカルヘシト思考スルナリ即チ警察官吏ヲ幾多ノ區部ニ分チ或ル部ノ警察官吏ヲハ專ラ戲場ヲ巡邏セシメ或ル部ノ警察官吏ヲハ專ラ骨牌店ヲ查察セシメ或ル部分ヲハ殺傷ヲ或ル部分ヲハ窃盜ヲ探査セシメハ其保護モ周密ニ行届キ小兒誘惑者ノ如キ大ニ畏戒ノ念ヲ生シ可憐ノ小兒モ爲メニ罪惡ニ陥ラサルコトヲ得ヘシ

之ヲ要スルニ警察ノ要旨ハ實ニ危害ノ豫防ニ在レハ小兒ニ關スル保護ホト警察事業ニ必要ナルモノハナカルヘシ如何ニトナレハ上述ノ如ク小兒ハ猶ホ若芽ノ如ク直ナルヘク曲ナルヘク實ニ善惡ノ岐路ニ立ツモノニシテ一步ヲ誤レハ永久罪惡ノ人ト化成シ若シ然ラサレハ永久善良ノ民ナルニ於テハ警察上此等小兒ヲ保護スル

ホト危害ヲ未然ニ豫防スルモノハナカルヘケレハナリ若シ其レ然ラスンハ其罪惡ノ長スルヲ待テ之ニ豫防策ヲ施スモノニシテ其愚モ亦笑フヘキコト、謂フヘシ上來陳述セシモノハ北米合衆國警察學者ヲヤレス、フエントン氏ノ市警察ニ係ル所見ナリ而シテ余ハ其所見中稍取ルヘキモノアリト雖モ又其間首肯シ難キモノアルコトヲ本論ノ冒頭ニ於テ開陳シ置キタレハ以下批論ヲ試ムヘシ普氏ハ博言學者ノ所說ヲ引用シ警察ト云フ文字ノ淵源ヲ論シ又大法家ブラツクストン大判事クーレ―氏等ノ學說ヲ例舉シ警察法ノ定義ヲ下セシハ啻ニ諸氏ノ說ヲ列舉シタルニ過キスシテ氏ノ所見ニアラサレハ以テ氏ノ所論比評トシテハ一言ヲ下スノ理由ナシト雖モ氏カ警察法ノ定義ヲ下スニ當リテ余ノ大ニ首肯シ能ハサル所ノ説明ヲナセルニハ余ハ批論セサルヘカラス其ハ定義説明中「夫レ人ノ生ル、ヤ天賦ノ人權ヲ有ス自由ノ權、幸福ノ權是ナリ」ト云ヘルコト是ナリ

氏ノ所謂幸福ノ權トハ何ヲ謂フ乎其命名甚タ不明瞭ニシテ余ハ其如何ナルモノヲ指スカテ測知スルコト能ハスト雖モ抑モ人ノ權利ヲ大別スレハ五トナス生命權、身體權、財産權、榮譽權及ヒ自由權、是ナリ故二人ノ權利ト云フヲ得ヘキモノナレハ此五箇ノ中必ラス其一ニ居ラサルヘカラス然ルニ氏ハ茲ニ始メテ幸福權ト云フコトヲ唱道セリ氏ノ所謂幸福ノ權トハ何レノ學理ニ起因シタルモノ乎氏ノ所謂幸福ノ權トハ上述五箇ノ權利ノ中自由權ノ外四箇ノ權利ヲ總稱シタルモノ乎何レニモセヨ氏ノ所謂幸福ノ權トハ甚タ漠然タル命名ト謂フヘキナリ

普氏ハ警察權ヲ論スルニ方リテ「夫レ警察權ハ憲法及ヒ法律ノ下ニ運動スルモノニシテ社會ノ秩序ヲ維持シ云々」ト説明セリ普氏ノ此説明ヤ或ハ北米合衆國ノ警察權ヲ説明スルニハ適當ナラント雖モ個ハ一般警察權ノ説明トシテハ甚タ粗笨ナル説明ト云フノ外ナシ何トナレハ他ノ諸國ニ於テハ警察權ハ單ニ憲法及ヒ法律ノ下ニ運動スルニ止ラスシテ多クハ勅令ノ下ニ運動スルノ場合ヲ屢々法理上ニ見レハナリ

(未完)

●典獄ヲ輕易ニ交送スルノ不可ヲ論シテ當局者ニ望ム

山陰笠津生稿

其人存則其政舉其人亡則其政息法ハ死物ノミ運用ノ妙實ニ其人ニ在テ存ス法制如

何ニ完全無缺ナリト雖モ之ヲ運用スルモノ其人ヲ得スンハ其弊ヤ唯ニ徒法死文ノ
 ミニシテ止マス或ハ寧ロ法ナキニ勝ルモノアラン慎マサルヘケンヤ

抑モ治獄ノ事タルヤ國家ノ消長ニ關スル所以莫大ニシテ須臾モ忽諸ニ付シ得ヘキ
 モノニアラス此ヲ以テ識者夙トニ審案討究ヲ盡シ今ヤ治獄ノ法制遠ク昔日ノ比ニ
 アラス亦長足ノ進歩ト云フ可キナリ然リ而シテ其實績ニ至テハ進歩遅々トシテ新
 制施行ノ後ニ於テ尙往々昔日ノ觀ヲ呈スルコトアリシヲ免レズ其故何ソヤ曰ク典獄
 其人ヲ得サリシニ由ルノミ典獄其人ヲ得サリシ所以ノモノハ何ソヤ其弊ノ由テ來
 ル所一二之ヲ盡スヘカラスト雖要スルニ主トシテ典獄其人ニシテ治獄ノ經驗ニ乏
 シキト其位置交迭ノ頻繁ナルニ基因セスンハアラス就中其交迭頻繁ニシテ職ニ典
 獄ニアルモノ銳意鞠躬歲月ヲ重テ辛フシテ經驗ノ効ヲ收メントスルニ當テヤ或
 ハ治獄上毫末ノ經驗ナキ屬官ヲシテ代テ此重任ヲ踏マシメ或ハ老朽事ニ堪ヘザル
 ノ警官ヲ以テ之ニ充ツルカ如キ最モ其弊ノ甚シキモノタリ從來治獄ノ實績ヲ奏ス
 ルコト能ハサリシ所以ノモノ豈亦怪ムニ足ンヤ
 嘗ロミニ官衙ヲ以テ之ヲ人身ニ譬フレハ長官ハ猶ホ頭腦ノ如シ之レカ部下ニ屬ス

ルノ吏員ハ猶ホ肢體ト異ナラス精神ニシテ活潑銳敏指揮其宜ヲ得レハ肢體之ニ應
 シテ着々整々運動シテ一モ其目的ヲ誤ルコト勿ルヘシ之ニ反シテ精神不振遲滯ナラ
 シニハ肢體如何ニ強壯ナリト雖動作其法ヲ失シ動クヘカラサルニ動キ止マルヘカ
 ラサルニ止マリ結局徒勞ニ屬シテ止シノミ啻ニ徒勞ニ屬スルニ止マラス圖ルヘカ
 ラサルノ失誤禍害ヲ醸スコトアラン蓋シ主宰其物ニシテ其任ニ勝ヘサレハナリ長官
 ハ既ニ頭腦タリ然ラハ即チ長官ニシテ其任ニ適セサレハ屬吏如何ニ經驗ニ富ミ事
 務ニ熟スルト雖畢竟亦之ニ類セスンハアラス典獄ノ司獄ノ任ニ於ケル至難中ノ至
 難至重中ノ至重ナルモノニアラスヤ

當局者茲ニ見ルアリ曩ニ監獄官練習所ヲ設ケ偏チク司獄官ヲ召集シテ治獄ノ要道
 ナ教練シ以テ實務ニ當ラシメ又一方ニ於テハ深ク典獄ノ位置ヲ輕易ニ交迭スルノ
 弊ヲ察シ重キヲ司獄ノ任ニ置クニ至リ爾來漸クニシテ積年ノ弊ヲ掃蕩シ治獄ノ實
 績將ニ着々トシテ効ヲ奏セントスルニ至レリ

司法官ノ難易輕重監獄官練習ノ美舉業ニ已ニ述フルカ如シ而シテ猶ホ輕易ニ其交
 迭ヲ來タスカ如キコトアラハ曩ニ司獄官ヲ養成セシ所以ノ要其レ何レニ存スルヤ難

スルモノアリ曰ク典獄ハ治獄上ノ智識積年ノ經驗ヲ要スルノ故ヲ以テ輕々ニ交迭スヘカラサル固ヨリ論ヲ俟タスト雖然レモ人固ト全能ナルモノニアラサレハ或ハ其任ニ勝ヘサルノ條件ヲ生シ交迭ヲ必要トスルノ場合ナシト云ヘカラス勢斯ノ如シハ其位置ヲ交迭スルモ亦止ムヘカラサルノ數ニアラスヤト其レ或ハ然ラン然レモ不幸ニシテ事茲ニ至ラハ須ラク可成的其經驗ニ富ミ其智識ヲ具有スルモノヲ以テ之ニ充テサルヘカラス徒ラニ交迭ノ止ムヘカラサルヲ名トシ其能否ヲ察セス此ノ重任ヲ托シテ可ナランヤ之レ人ヲ官ニ任スル所以ニ非ルナリ若シ夫レ事輕舉ニ出テ其材ノ能否ヲ不問ニ付シ委ヌルニ典獄ノ重任ヲ以テスルカ如キアアラハ部下ノ司獄官ニシテ如何ニ老練ニ如何ニ精勵ナルモ何ヲ以テカ唯タニ肢體強壯ニシテ頭腦ノ不振微弱ナルモノニ異ナラン豈ニ危殆ナラスヤ

法ハ實ニ死物ノミ我治獄ノ法制如何ニ我國現時ノ情勢ニ適應シ善盡シ美盡スモ其之ヲ運用スル司獄官典獄其人ヲ得スンハ百弊交生シ千害由テ以テ起ラン典獄其人ヲ得ルノ法重キヲ治獄ノ經驗智識ニ置キ輕易ニ其人ヲ左右スルカ如キヲ無ヲ以テ萬全ノ策トナス嗚呼治獄ノ事眞ニ國家消長ノ最大因タリ司獄官ノ撰擇豈ニ慎マサルヘケンヤ司獄官ノ交迭豈ニ輕々ニ付スヘケンヤ殷鑑遠カラス之ヲ他ニ求ムルヲ要セス近ク我治獄發達ノ進路ニ於テ之ヲ徵スルニ瞭々トシテ火ヲ見ルヨリモ明ラカ也前ノ覆轍以テ後車ノ戒トナスヘシ吾輩治獄ノ前途ヲ案シテ深ク憂慮ニ堪ヘサルモノアリ一片ノ赤誠自ラ禁スル能ハス敢テ當局者ノ猛省ヲ望ムヲ爾リ

● 警察官 (承前)

第五章 熟慮斷行

石井光美稿

熟慮斷行ハ警道ノ要訣ナリ而シテ二者相待ツテ成功ヲ期スヘキナリ凡ソ物熟慮セサレハ精密ヲ得ス斷行セサレハ事機ヲ失ス過誤ノ多キハ精密ヲ得サルカ爲メナリ失敗ノ重ナルハ事機ヲ失スルニ因ル熟慮斷行ハ實ニ警官ノ本守ナリ而シテ其事タル人ニ存ス行端直ナラサレバ熟慮スルコト能ハス氣剛毅ナラサレハ斷行スルコト能ハス能ク熟慮ス故ニ事理ヲ得能ク斷行ス故ニ禍害ナシ事理ヲ得テ禍害ナケレハ則テ功ヲ成ス蓋シ争フヘカラサルノ理ナリ故ニ斷行シテ熟慮セサルモノハ妄斷ナ

り熟慮シテ斷行セサルモノハ過慮ナリ俱ニ敗ヲ取ル所以ナリ

警察官タルモノハ事大小トナク常ニ熟慮斷行シテ過ナキヲ期スヘシト雖モ其必要タル未ダ曾テ多數人民ノ群集シテ威示的ノ運動ヲ爲シ以テ其目的ヲ達セントシ其措置ノ如何ニヨリ或ハ一揆ヲ起シ暴徒タラントスル時ヨリ切ナルハアラサルナリ而シテ此ノ類世間決シテ少シトセス行政廳ノ處分ニ對シ不服ヲ唱へ或ハ一官吏ノ處置ニ不滿ヲ抱キ又ハ一個人ノ所爲ニ對シ不當ヲ鳴ラシ若クハ職工ノ賃銀上ヨリ同盟罷工シテ雇主ニ迫リ變シテ暴行脅迫ト爲リ人身ヲ傷害シ家屋ヲ燒燬スル等歐洲各國工業盛大ノ地ハ勿論我國ニ於テモ往々散見スル所ナリ

此ノ時ニ際シテ平穩無事ノ計ヲ爲サント欲セス先ツ其ノ主領者ニ對シ懇篤諭示シテ利害ヲ説キ群集ヲ解散セシメ各其業ニ復歸セシムルハ固ヨリ第一着トシテ施スヘキ方法手段ナレモ若シ説諭ヲ肯セザラシカ法律規則ニ抵觸セサル限りハ其群集ヲ以テ直ニ犯罪者ナリト斷定シ得ヘカラサルノ理ハ火ヲ瞭ルヨリモ且ツ明ラカナリ故ニ事茲ニ至リテハ能ク其輕重ト當否ヲ熟慮シ請願スル所ニシテ理アリ用非テ障礙ナクシテ速カニ其言ヲ納レテ災害ヲ不萌ニ防カサルヘカラス若シ又タ其事タル元來非理ニ屬シ其請ヲ容レハ國家ノ秩序人民ノ安寧ヲ維持スルコト能ハザラン

カ斷乎トシテ之ヲ退ケ強制シテ其群集ヲ解散セサルヘカラス苟モ遲疑スル所アラシカ愈々其勢ヲ増シ多數ノ勢力ヲ恃ミテ法律ニ觸ル、コトヲ厭ハス其極罪人ヲ増加スレハナリ

夫レ火ノ性タル其形猛烈ナリ故ニ人爲メニ燒傷スルモノ鮮ナシ水ノ性タル其形寛柔ナリ故ニ人爲メニ沈溺スルモノ多シ此ヲ以テ二三二者ノ煽動ニ乗シ遂ケ得ヘカラサルノ目的ヲ抱キ附和雷同シテ自ら罪ヲ招クヲ悟ラサルモノアラハ嚴格ニ之ヲ防制シテ其妄想ヲ打破シ其迷夢ヲ覺醒セサルヘカラサルト共ニ能ク群集ノ起因ヲ詳悉シ人員ノ多少ト勢力ノ強弱ニ依リ或ハ寛或ハ嚴折衷其宜シキヲ得熟慮シテ斷行シ成ルヘク災害ノ區域ヲ縮小シテ所謂公ト愛トノ義ニ副ハサルヘカラス若シ夫レ一朝誤ツテ事ヲ處センカ容易ニ鎮定シ得ヘキコトモ之カ爲メ勢焰ヲ増スノ媒介トナルニ過キス然ルニ人員寡少勢力微弱ナルニ拘ハラス數多ノ手ヲ藉リテ鎮壓ヲ試ムル如キハ却ツテ其群集ヲシテ驕放ナラシムルハ策ノ得タルモノト爲サ、ルナリ殊ニ白刃ヲ閃メカシテ群集ニ接スルカ如キハ激抗ノ種子ヲ蒔クニ異ナラス鑿ミサ

ルヘケン哉
 江ノ始メ岷山ヨリ出ツルヤ其源以テ觴ヲ濫スヘシト一揆暴動ノ根源タル夫レ亦斯
 ノ如シ其始メテ三々五々相集マルヤ實ニ一細事ノ訛傳ニ屬スルコトアリ而シテ其
 跋扈スルヤ兇徒嘯集トナリ内亂トナリ其害測リ知ルヘカラス故ニ始メテ慎マス
 ハ終リテ制スル能ハサルナリ聰明睿智ハ天ナリ動靜思慮ハ人ナリ視強ケレハ目明
 カナラス聽過クレハ耳聰ナラス思慮度ニ超ユレハ智識亂ル警察官タルモノハ宜ク
 天明ニ乗シテ視天聽ニ寄ツテ聰キ天智ニ托シテ熟慮シ以テ斷行スルノ勇アレハ可
 ナリ

蒼海一滴

此の欄は我か清浦奎堂先生か歐洲巡遊中に於て調査せられたる警察監獄に關する
 諸般有益の事項をは連載するか爲めに之を設けたるものなりとす而して其の事項
 は總へて先生か英佛獨逸奧地利白耳義等歐洲各國到る所の有名なる専門家に就て
 親しく諮問せられたる所の或は其の躬ら視察せられたる所の或は之れに
 對する先生の意見を述作せられたる所のもの若くは其の談話を筆記したる所のも
 の等にして或は警察に關し或は監獄に係り縦横採擷所謂隨て得れば隨て記するも
 のなるか故に固より彼の類目を分列して秩序的に排纂するものとは同じからざ
 るへきは勿論なり是は讀者の豫め諒知するあらんことを望む所なり要するに先生
 の精を取ること多くして意を注ぐこと詳密且雋遠なる本欄掲ぐる所のものを一讀
 して其一斑を知るを得へし誠は是れ青箱箴中の物一句々皆以て斯道の要略となす
 に足る今や世人殊に予輩斯道に従事する所の者其の片玉を得るも奉して拱壁と爲
 さざるは莫きの時に當り本會幸に斯々る貴重の賜を受け且つ特に之を本誌に掲げ
 て廣く讀者に割愛するの許可を得たるは實に本會無上の光榮とする所なり而して
 其の惠に浴する者豈獨本會のみならんや

警察學會記者識

●再犯加重ニ關スル改正法律案

説明

夫レ刑事統計ヲ案スルニ再犯ノ進歩日ヲ追フテ猛烈ヲ來ス其潮勢實ニ驚駭危殆ニ堪ヘサルモノアリ、是レ今回我白耳義國ニ於テ他ノ諸外國ノ如ク再犯者ニ對シ社會ノ安康ヲ保維スルノ方案ヲ講究セサルヲ得サルニ至レル所以ナリ

此ノ問題タルヤ今日ニ初マレルニアラスシテ已ニ業ニ千八百六十七年刑法制定ノ當時ニ於テモ頗ル研究ヲ遂ケタル所又將來ト雖モ益々其必要ヲ生スヘキハ必ス免ルヘカラサル所ナラン

千八百六十七年ノ刑法ノ再犯ニ關スル規定ハ未ダ以テ彼ノ職業的犯罪ヲ鎮壓スルニ於テ十分ノ効果ナキノミナラス輕罪ト重罪トノ復犯ニ關スル規定ノ如キハ全ク之ヲ缺ケリ而シテ輕罪ト輕罪トノ復犯ニ至リテモ初犯ノ刑少クモ一年ノ禁錮ニ當ルニアラサレハ以テ再犯ト爲サス、其先ニ犯シタル罪科ノ數幾回ナルニモ係ラス其刑ヲ加重スルハ一ニ判官ノ方寸ニ存セルノミ

然ルニ先ニ頗ル重要ナル輕罪ヲ犯シテ後ニ之ト目的作用ヲ同フスル重罪ヲ犯スカ

若クハ先ニ同種ノ輕少ナル輕罪ヲ犯シテ後ニ之ト類似ノ重罪ヲ犯スカ如キハ是レ其惡心ヲ増長シ其邪念ヲ涵養シタルノ結果トシテ之ヲ見ルモ決シテ不可ナカルヘシ之ニ對シ一層嚴苛ナル鎮壓法ヲ設クルハ固ヨリ當然ノ事ナラン是レ此法案第五十四條(補二)ノ規定アル所以ナリ

今夫レ刑法第五十六條ニ於テ輕罪ト輕罪トノ復犯條件トシテ少クモ刑期一年ノ禁錮ニ處セラレタル者ナルヲ要スト規定セリト雖モ其他ニ尙ホ復犯ノ最モ繁ク且ツ最モ恐ルヘキ種類ノモノアルヲ如何セン何ソヤ慣習的小犯罪即是レナリ、凡ソ同種ノ小罪ヲ反覆犯行スルヲ以テ生計ノ道トナス者ホト社會ニ有害危險ナルハナシスル犯人ヲ普通ノ犯人ヨリ久シク囹圄ニ拘禁スルハ社會ノ必要ヨリ云フモ正理公道ヨリ論スルモ甚ダ望マシキ事ト云フヘシ故ニ本法案ニ於テハ已ニ刑法第五十六條ヲ以テ性質ヲ異ニスル犯罪ニ對シ裁判所ニ於テ其刑ヲ加重シ得ルノ能力ヲ判官ニ附與セルノ規定ハ依然之ヲ存シ置キ而シテ更ニ第五十五條(補一)及第五十五條(補二)ノ兩條ヲ設ケ若シ職業的又ハ慣習的犯罪ニ係ルトキハ裁判官ハ法定上ノ義務トシテ其刑ヲ加重セサルヘカラス而シテ其加重ノ割合ハ其犯罪ノ度数ニ由ルトナ

シタルナリ

斯クノ如ク此法律案ハ伊國刑法、露國刑法草案、ペラシフエー氏ヨリ元老院ニ提出セル佛國法律案、并ニ英國法律ト同ク此慣習的犯罪ナルモノヲ認メテ以テ我刑法ノ缺點ヲ補填スルモノナリト云フヘシ

政府ハ此法律ニ所謂「輕罪ト同種ノ重罪」トハ如何「同種ノ輕罪」トハ如何トノ事ニ付類例ヲ掲ケテ以テ之カ説明ヲ法文中ニ挿ムノ必要ヲ認メタリ故ニ法律案第五十五條(補二)ニ於テ目的作用ヲ同フシ若クハ相類似スル犯罪ノ重モナルモノヲ列記セリ右ノ如ク同類ニ集メタル犯罪ハ即チ同種ノ犯罪ナリ、而シテ同種ノ犯罪ヲ行ヒタルカ爲メ其刑ヲ加重スルニハ法案ニ列記スル犯罪ノ順序ヲ經ルヲ要セサルハ亦自ラ明ラケシ

政府ハ前陳ノ主義ニ基キ重キ違警罪即刑法第五百六十一條及第五百六十三條ニ掲クル違警罪ノ復犯ニ付テモ之カ鎮制法ヲ設クルノ必要ヲ認メタリ蓋シ違警罪ト雖モ反覆之ヲ行フトキハ刑法ノ規定無効ニ歸スヘキノミ故ニ本法律案ハ刑法第五百六十五條ノ規定ヲ保持シ違警罪ニ付テモ同一ノ裁判所ニ於テ十二ヶ月以内ニ同一

ノ違警罪ノ爲メ處罰セラル、モノハ之ヲ復犯ト爲セリ但シ前科三回ニ及フモノハ刑法第五百六十二條第二項及第五百六十四條ニ定ムル拘留刑ノ最上限ヲ適用スルヲ以テ判官ノ義務トナシ若シ又前科十回ニ及フモノハ其刑ヲ高メテ以テ輕罪ノ刑ヲ科スルコト、セリ

刑法第五十四條及第五十五條ニ掲クル重罪ト重罪トノ復犯ハ甚タ多カラストス蓋シ單一ナル重罪ノ刑ハ自ラ已ニ長キモノナルヲ以テ裁判官ハ重罪ノ再犯者ニ對スル手段ニハ缺クコトナカルヘシ而シテ政府ハ第五十四條ノ追加條項ニ於テ同種ノ重罪ニ係ルモノハ法律上定メアル刑ノ最上限ヲ適用スヘキ義務ヲ裁判官ニ負ハシムルコトセリ

以上ハ是レ此法律案ノ概要ナリ、此法ハ彼ノ假出獄及假裁判ニ關スル法律ト相待テ初テ其功ヲ奏スヘキモノナリ、蓋シ一方ニ於テハ品行方正緩大ノ處置ヲ施スニ足ルヘキモノハ之ヲ宥恕スヘキト共ニ又他ノ一方ニ於テハ罪惡ニ凝リ塊リタル復犯者ニ對シ強大ニ社會ヲ保護スルノ方法ヲ設クヘキハ理ノ宜ク然ラシムヘキ所ナレハナリ

凡ソ監獄及刑法制度ノ改良問題現ハル、毎ニ世人ノ注意ヲ喚起スヘキモノハ彼ノ出獄者ノ保護事業ナリ政府ニシテ如何ニ再犯者鎮壓ノ方法ニ苦慮スルモ保護事業ニシテ完全ナラスンハ決シテ実績ヲ著ハス能ハス希クハ保護事業ニ時ト勞トヲ奮マレサル忠實ノ士ハ此法律ヲシテ正法良制ノ實ヲ表ハシメラレンコト希望ニ堪ヘサル所ナリ云々

法律案

千八百九十年四月十四日提出

刑法ノ再犯ニ關スル第一編第五章ノ規定并ニ違警罪ノ再犯ニ關スル同法第五百六十二條及第五百六十四條左ノ通り改正ス

○第五十四條 先ニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者懲役ノ刑ニ當ルヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ十年以上十五年以下ノ徒刑ニ處ス

若シ十年以上十五年以下ノ徒刑ニ當ルヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ十五年以上二十年以下ノ懲役ニ處セラレ、コトヲ得

若シ十年以上十五年以下ノ懲役ニ當ルヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ少クモ十七年ノ懲役ニ處セラレヘシ若シ前刑滿期ノ日若クハ刑ノ滿期得權ノ日ヨリ起算シテ十年内ニ同一ノ重罪ヲ犯ストキハ本條第一項及第

二項ノ規定ニ從ヒ加重セラレ、刑ノ最上限ヲ申渡スヘシ

○第五十四條(補一)少クモ一年ノ輕罪刑ニ處セラレ若クハ一年以下ト雖モ同種ノ輕罪ニ依リ輕罪刑ニ處セラ、コト引續キ二回ノ後其前刑滿限ノ日若クハ期滿得權ノ日ヨリ起算シテ五年内ニ前ニ犯シタル輕罪ト同種ノ重罪ヲ犯シタルトキハ法律上此重罪ノ爲メ定メアル刑ノ最上限ヲ申渡スヘシ

○第五十四條(補二) 先ニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者五年以上十年以下ノ禁獄ニ當ルヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ十年以上十五年以下ノ禁獄ニ處セラレ、コトヲ得

十年以上十五年以下ノ禁獄ニ當ル重罪ヲ犯シタルモノハ非常禁獄ニ處セラレ、コトヲ得

非常禁獄ニ處セラレヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ少クモ十七年ノ禁獄ニ處セラレヘシ

○第五十五條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者輕罪ヲ犯シタルトキハ法律上其輕罪ニ科スヘキ刑ノ最上限ノ二倍ニ處セラレヘシ

先ニ少クモ一年ノ禁錮ニ處セラレタルモノ其刑ノ滿期若クハ期滿得權ノ後五年ヲ經過セサル前更ニ輕罪ヲ犯ストキハ前項ト同様ノ刑ニ處セラレ、コトヲ得

右二者ノ場合ニ於テ犯罪者ハ裁判宣告ヲ以テ五年以上十年以下ノ警察監視ニ附セラレ、コトヲ得ヘシ

○第五十五條(補一) 一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者若クハ同種ノ輕罪ニ付引續キ三回一年以下ノ禁錮ニ處セラレタル者其最後ノ刑ノ滿期又ハ其滿期得權ノ日ヨリ起算シテ五年内ニ同種ノ新輕罪ヲ犯シタルトキハ法律上此輕罪ノ爲メ定メアル刑ノ最上限ニ處スヘシ

本條第一項ノ條件ニ依リ處罰セラレタル後其刑ノ満期若クハ期満得權ノ日ヨリ起算シテ五年内ニ同種ノ輕罪ノ爲メ一回若クハ數回ノ刑ヲ受ケタルモノハ其最初ノ復犯ニ係ルキハ法律上此新ナル輕罪ノ爲メ定メアル刑ノ最上限ヲ超ユルコト少クモ一年ノ刑ニ處シ又此最上限ノ二倍マテ高メラル、コトヲ得ヘシ若シ再犯者ニ於テ同種ノ輕罪ノ爲メ既ニ五回以上ノ刑ヲ受ケタルトキハ其最後ノ輕罪ニ對シ法律上定メアル刑ノ最上限ノ二倍ヲ必ラス申渡スヘシ

○第五十五條(補二) 第五十四條(補一)ニ於テ「輕罪ト同種ノ重罪」ト稱スルハ刑法ニ於テ加重ノ理由ニ依リ重罪ノ刑ヲ科スル同一ノ所爲(第三百七十條及第三百八十條)并ニ同種ノ罪惡ヲ表彰スル所ノ類似ノ所ヲ云フ即チ左ノ如シ

第一 風俗罪、 幼者誘拐、風教ヲ紊ル罪ニ次テ行ヒタル強姦罪、

第二 抗命、 毆打創傷、人身ニ對スル脅迫ニ次テ行ヒタル故意殺人罪、

第三 竊盜、 背信、騙局、 贓物隱匿其他ノ欺僞、 財産ニ對スル脅迫ニ次テ行ヒタル強盜罪、

第四 刑法第二編第九章第三款第五百十一條及其以下ニ規定スル破毀傷害ノ輕罪ニ次テ行ヒタル放火罪、

第五 偽造、 變造、 偽證、 偽誓、 官位氏名借稱ノ輕罪ニ次テ行ヒタル貨幣贗造、證札、株券、印章、文書ノ偽造若クハ變造ノ罪、

第五十四條(補一) 及第五十五條(補一)ニ於テ同種ノ輕罪ト稱スルハ刑法ノ同一ナル箇條ヲ犯ス同一ノ所爲ニシテ同一輕罪ノ反覆ヲ爲スモノ并ニ刑法ノ諸條ニ規定セラレタル所爲ニシテ其目的作用ノ相似タルカ爲メ其性質ヲ同フスルモノヲ云フ即チ左ノ如シ

第一 風俗、 賣淫、 幼者誘拐、 風教ヲ紊ル輕罪、

第二 盜偷、 背信、 欺僞、 贓物隱匿、 騙局、 財産ニ對スル脅迫ニ關スル輕罪、

第三 抗命、 毆打創傷、 人身ニ對スル脅迫ニ關スル輕罪、

第四 誹謗譏諷、 惡意ニ出ツル漏告、 誣告、

第五 刑法第二編第四章第三款ニ掲クル破毀傷害ニ關スル輕罪、

第六 刑法第二編第三章ニ掲クル偽造、變造、偽證、偽誓、官位氏名借稱ニ關スル輕罪

○第五十六條 再犯ニ關スル規定ハ前條ニ從ヒ普通刑法ニ依リ重罪若クハ輕罪ト定メラレタル所爲ニシテ軍事裁判所ニ於テ宣告シタル前科ノ場合ニモ適用ス若シ此所爲ニ對シ軍律ニ依テ刑ヲ申渡シタルトキハ裁判所ニ於テ其再犯者ト認定スルニハ最初ノ裁判カ普通刑法ニ由テ申渡シ得ヘキ刑ノ最下限ニ由ルヘシ

○第五十七條 刑法第五百六十一條及第五百六十三條ノ違警罪ヲ同法第五百六十五條ノ條件ニ依リ復犯シタルカ爲メ先ニ引續キ三回拘留ニ處セラレタル者同一ノ條件ニ於テ同一ノ違警罪ヲ犯シタルトキハ其第五百六十一條ノ場合ニ於テハ九日ノ拘留ニ處シ、其第五百六十四條ノ場合ニ於テハ十二日ノ拘留ニ處ス

若シ再犯者ニ於テ前項ノ條件ニ依リ同一ノ違警罪ノ爲メ十回刑ヲ受ケタルトキハ之ヲ輕罪裁判所ニ送移シ同裁判所ハ即チ一月以上三月以下ノ禁錮及ヒ二十六法以上六百法以下ノ罰金若クハ是等兩刑ノ一ニ處ス

批評

獄務提要批評

在横須賀 汗馬居士

文運日ニ進ミテ著書ノ出ルコト汗牛充棟ナリト雖モ監獄ニ關スルノ書ハ寥々晨星ノ如ク、適タマ之レアルモ僅ニ歐洲監獄法ノ翻譯物ニアラサレハ洋行巡回中ノ見聞録ニ過キス、此等ノ書參考トシテハ素ヨリ世ニ益ナキニアラサレモ、未タ我國司獄官ニ適切有用ナル書籍ノ出テサルハ竊カニ遺憾トスル處ナリシ、然ルニ去歲岳洋小河君日本監獄法講義ノ著アリテ大ニ我監獄法ノ爲メニ氣餒ヲ吐キ、司獄官ノ爲メニハ師父トモ爲リ益友トモ爲リテ監獄社會ヲ利シタルヲ甚タ揚カラス、而シテ本年二月又看守必携獄務提要ノ新著アリ、之レヲ細讀スルニ全篇ヲ九章ニ分チ看守ノ服膺ス可キ事項ハ細大トナク巧ミニ條疏說述シテ、其說ク處高尙ニ失セズ平凡凡ニ陷ラス悉ク實用ノ秘訣ニアラサルハナシ、殊ニ法ノ正面ヨリ說クニアラズメ全ク治獄ノ精神ヨリ論斷シタル處、最モ是レ

化ノ一方便ニ歸セシメタルモノ、如シ、是レ予ノ服スル能ハサル所以ニシテ、抑ソモ定役ハ体刑ニ隨伴スル一ノ痛苦ナリ、其作業中ニハ感化ノ性質ヲ含有スルコト固ヨリ言ハレタサレモ、國家ガ社會ノ罪惡ニ應報スル意旨、若クハ國家ガ正理公道ヲ破リタル公敵ヲ處スルノ道理ヨリ考察セバ、無論懲罰ノ性質ヲ含有スルコト炳然火ヲ睹ルヨリモ明カナリ、刑法ノ所謂定役ヲ單ニ作業ナリト思ヘバコソ如斯ノ議論モ出ルナレ、若シ英國ノ如キ空役法ナリセハ乃チ如何、要スルニ著者ノ言ノ如クナレバ監獄ナルモノハ恰モ一ノ懲治場ト擇ブ處ナキニ至ルベキナリ、更ニ一ノ疑念ヲ抱ク點ハ、作業ヲ四人ニ科スルノ理由ノ第四ニ「作業ハ之レニヨリテ四人ノ健康ヲ保全セシメタルトスルニアリ」ト云ヘルコト是レナリ、作業ニアリテ四人ノ健康ヲ保全スルコト素ヨリ有リ、然レモ是レ偶然ノ結果ト云フニ過キズシテ一ノ理由トスルニ足ラス、多數ノ中ニハ從來勞役ニ慣レサル坐食者ニシテ作業ノ爲メニ健康ヲ害スルモノモ之レアルベシ、若シ衛生ノ爲メニ作業ヲ科スルコトナレハ道理上此等ノ四人ニハ作業ヲ廢セサルヲ得サルノ不都合ヲ生スルニ至ルベシ、且ツ著者ノ言ノ如クナレバ、作業ハ一ノ

批評

批評

本篇ノ價值アル所以ニシテ、毎々人ノ言フコトナレバ法文如何ニ整然タルモ之レヲ活用スル人ニシテ不充分ナレバ徒法死文タルヲ免レス、所謂法人ト相須テ圓滿ノ美果ヲ結ブモノナレハ、此書ノ如キハ實ニ裏面ヨリ精神ニ指導シ來リテ法ノ運用上莫大ノ裨補ヲ與フルモノト云フ可シ、著者ガ例言ニ於テ獨逸獄監ノ看守ハ其看守必携ヲ誦讀セサルモノナシト叙述セラルガ如ク、此書ノ如キモ亦タ司獄官タルモノノ行住坐臥之レヲ誦シテ、而シテ一面ニハ日本監獄法講義ニヨリテ監獄則同施行細則及ヒ看守分掌例等ノ法文ヲ知悉領解シ、内外呼應シテ司獄ノ實務ニ當テハ善良適任ノ司獄官タルヲ得ベキヲ敢テ疑テ容レサルナリ、一褒揚ノ辭ヲ以テ全文一貫スルハ頗ル味ナシ、仍テ一ニ服スル能ハサル點ヲ擧ンニ、全篇專ラ感化ノ一方ニ偏スルヤノ嫌ナキ能ハス、試ニ其一例ヲ舉グレバ第六章作業ノ要旨ヲ述ル首ニ於テ「作業モ亦タ囚人ノ心性及行狀ヲ感化改良シテ且ツ之レヲ他日社會ニ有用ナル一良民トシテ還歸セシムル處」最緊要具ノ一ニ屬スルモノナリト云ヒ、而シテ其第二ノ理由ニ於テ「作業ハ決シテ懲罰又ハ脅嚇ノ性質ヲ有スルモノニアラス」ト云ヒテ、定役ヲ端ナクモ感

恩惠の事業タルニ外ナラス、如斯恩惠の事業ヲ罪質ノ輕キ若クハ破廉耻罪ナラサル輕禁錮及ヒ禁獄流刑ノ諸囚ニハ之レ科セシメズ（假令自己ノ志願ニヨリテ服役スルノ自由ハアルニモセヨ）、却テ罪質ノ重ク若クハ惡ム可キ重禁錮及懲役徒刑ノ諸囚ニノミ之レヲ科スルノ理アランヤ、立法ノ精神ヨリ論スルモ甚タ所縁ナキガ如シ、幸ニ著者ノ一考ヲ煩サンコト切望ニ堪ヘザルナリ

卷初ニ都筑久米兩氏ノ序文アリ、何レモ斯學ノ爲メニハ最モ有益ナル論文ト云フベク、讀者本文ト併セ誦シテ利スル處甚タ少カラサルベシ、近來何ノ書ヲ問ハス、前序ニ無用ノ文字ヲ臚列シテ徒ラニ紙數ヲ増シ、名ヲ售リ美ヲ衒フテ羊頭のノ所行ヲ爲スモノ甚タ多シ、二氏ノ序文、如キハ全ク之レニ反シ、頗ル有用ノ文字ニシテ獄務提要ノ序文タルニ耻ヂサルナリ

●獄務提要ヲ評ス

先生ノ斯道ヲ願ラル、ヤ厚ク北海ノ漁夫亦恩ニ浴シ高著惠送ノ榮ヲ蒙レリ、讀一讀、尙卷ヲ俯セス、知ラス卓チ叩テ叫ブ、敬服々々、今ヤ卓上論ノ套語空シト、蓋シ予輩實務ニ醒瞶スル者中央局員ノ一文一論

法令註解

ニ接スルヤ、先ツ曰ク卓上論カト、頑評ヨ、偏評ヨ、然其其名ノ來ル又所由ナキニ非サルハ予輩ノ常ニ憾トスル處ナリシ、然ニ此書局員ノ手ニ出ツ、予先生ヲ知ルカ故ニ此著アルヲ珍シトセズ、唯タ監獄課長其位置ヨリシテ此良善ノ書成ルニ至リシハ斯道ノタメ深ク慶フ處ナリ、著述ノ精確ナル論旨ノ周密ナル先生ノ著ニ在テハ今更讀詞ヲ下ダスノ要ナシ、然予曾テ聞ク猶太ノ古俗ハ宴ノ初ニ美酒ヲ供シ魯酒ヲ後ニスト、高著ノ如キハ酣ニシテ愈ヨ美、卷末終ニ監獄官ノ私行ニ達シ職務秘密ノ漏洩ヲ警メ且ツ出獄人ニ對スル交信ノ嚴格ヲ説キ、以テ監獄カ社會ニ負フ鎮制力ヲ確保ナサシメントスル注意ノ周到ナルニ致テ予ハ實ニ讚セシトスルモ其文字ヲ知ラサルナリ、時ニ人アリ笑テ曰ク、此書ノ言フ處亦平々凡々ノミ苟モ職ヲ獄事ニ汚スモノ、知ラサルコトナキモノナト、然リ予敢テ問フ、爾犯則ノ囚ヲ斷スルニ故意無意ヲ同一視セサルヘシ、爾此書ノ言フ處既ニ知レリト然ラハ爾果シテ之ヲ行フヤ、問ヘ、爾ノ胸ニ問ヘ、苟モ否ト答ルモノアラハ爾ハ之レ故意ノ犯者ナラスヤ、其平々凡々未ダ爾ノ行フ處ニ非サレハ爾ハ尙平々凡々ノ監獄官タラズ、請フ眼ヲ拭フテ先生ノ

第一號 一定ノ生業ヲ有セス平常
粗暴ノ言論行爲ヲ事トスル者

本號ノ規定スル所ハ要スルニ浮浪ノ徒ヲ改悟セシメテ適法ノ業務ニ就カシムルニアルナリ一定ノ生業ヲ有セズトハ一家ヲ經營スルニ足ル資力ヲ有セサルカ或ハ一家一身ヲ整理シテ法律ニ定メタル即チ法律ニ適合セル職業ニ就カズ東奔西走或ハ有力者ニ寄食シテ爲メニナス所アルカ或ハ他人ノ嫌惡スヘキ行爲ヲナシテ金錢ヲ貪リ以テ生活ノ資ニ供給スルカ如キ兎ニ角適法ノ職業ヲ有セサルヲ云フナリ而シテ其所謂平常粗暴ノ言論行爲ヲ事トスルモノトハ勢ヒ以上説明スルカ如キ一定ノ生業ヲ有セサルモノニ伴ナフ自然ノ結果ナリ一定ノ職業相應ノ資力ヲ有セサルカ故ニ必スヤ不法不正ノ行爲ヲ逞フシテ其口ヲ糊セサルヘカラス是ヲ以テ其平常爲ス所ハ多クハ他人ノ指嚙

法令註解

教ヲ聞キ爾先ツ平凡ノ監獄官ト成リ而後之ヲ平凡ノ書トシテ閉テヨ之レ予カ望ナリト答ヘシハ聞クモノ無カリシ一蝶夢、聊カ所感ヲ記シテ謝辭ニ代フ
明治廿五年三月十五日
釗路 原 胤 昭

法令註解

豫戒令詳釋 (承前)

法學士 岡 喜七郎

余輩ハ前號ニ於テ豫戒令第一條ノ解釋ニ説キ入り第一條ハ分ツテ三種ノ規定トシテ論ズヘキ事ヲ述ヘ而シテ其所謂第三項ハ如何ナル行爲ヲナシ或ハ如何ナル行爲ヲナササル者ニ向テ豫戒命令ヲ爲スカノ一定ノ標準ヲ指示セルモノタルコトヲ略説セリ今之レヨリ本令第一條ニ規定セル四箇ノ場合ヲ詳説シテ以テ第一條ノ解釋ヲ了ハラント欲ス

ニ應シテ第三者ヲ傷害スルカ或ハ大言暴説ヲ爲シテ無智蒙昧ノ良民ヲ迷ハシメ以テ或ハ奇利ヲ得或ハ萬一ヲ僥倖シ苟クモ機ノ乘スヘキモノアレハ流言ヲ放チ風聞ヲ傳ヘ動モスレハ暴行脅迫ノ所行ニ涉ルモノ往々ニシテ皆然リ且ツ是等浮浪ノ徒ハ隱見出沒巧ミニ法網ヲ潜リ昨ハ甲地ニ在ルモ今ハ乙地ニ渡リ世ノ所謂厄介物トシテ忌憚セラル、輩ニシテ良民ノ爲ニ苦シメラル、モノ舉テ數フヘカラサルモノアリ之レ蓋シ當局者ノ斯ル徒ニ向テ豫戒命令ヲ爲シテ其將來ヲ戒メ其現在ヲ制御シ以テ社會公共ノ利益ヲ増進セント謀ル所以ノモノナリ

第二號 總テ他人ノ開設スル集會
ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル者

本號ノ規定ハ吾人臣民ノ法律ニ因レル集會ノ自由及權利ヲ保護スルノ精神ニ出テシモノナリ夫レ吾人臣民ハ憲法ニ因リテ法律ノ範圍内ニ於テハ言論集會ノ

自由ヲ享有スルモノナリ然ルニ良民ノ集會ヲ爲スニ當リ演說會ニマレ懇親會ニマレ相談會ニマレ猥リニ其ノ會場ニ立入ルカ或ハ會場外ニ在リテ詭計ヲ回ラシ偽リテ陳述シ其集會ノ成立ヲ妨害スルカ或ハ辯士ノ發言ヲ妨クルカ或ハ論辯ヲ開取レザラシムルニ至ルガ如キハ即チ人ノ自由行爲ヲ妨害セルモノナリ否ト他人ノ權利ヲ毀損スルモノナリ假令ヒ又以上ノ如キ妨害ヲ企テ其未タ目的ヲ達スルニ至ラザリシト云フト雖モ既ニ他人ノ言論集會ヲ妨害セントスルモノハ必ス常ニ斯ル行爲ヲナシツ、アル者タラサルベカラズ換言セバ自己ノ爲メ他人ノ爲メ必スヤ爲メニ謀ル所アリテ常ニカ、ル舉動ニ從事セルモノタラサルヘカラス此ノ故ニ假リニ甲地ニ於テ妨害ノ目的ヲ達シ能ハサリシトスルモ又重テ其所行ニ出テントスルハ昭々トシテ火ヲ見ルヨリモ明ラカナルコトナリ之レ蓋シ本條ノ凡テ他人ノ開設スル集會ヲ妨害シ又ハ

妨害セントシタル者ニ向テ凡テ他人ノ集會ニ妨害ヲ爲スヘカラサルコトヲ豫メ命令スルコトヲ得ル標準ヲ示シテ以テ吾人臣民ノ言論集會ノ自由ヲ保護セントスル所以ノモノナリ

第三號 公私ヲ問ハス他人ノ業務行爲ニ干渉シテ其自由ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル者

本號ハ吾人一個人ノ職業或ハ公務ニ關シテ其行爲ノ自由ヲ保護スルノ精神ニ出テシモノナリ而シテ其所謂行爲ノ自由トハ官吏ノ公務ヲ取扱フニ於テモ又吾人一個人トシテ私上ノ職業ヲ爲ス上ニ於テモ等シク法律ニ因リ吾人ノ享有セル權利行爲ヲ妨害セラレサルヲ云フナリ本號ニ於テ豫戒命令ヲ爲スコトヲ得ルノ範圍ハ總テ其公務タルト私務タルトヲ問ハス他人ノ法律ノ範圍内ニ於テ企圖シ又ハ設計シ又ハ日常從事スル所ノ職務ニ對シテ腕力ヲ應用スルカ又ハ詐

第二號 マテニ記載シタル者ヲ使用シタル者

偽謀略ノ手段ニ出ツルカシテ其爲サント欲スル所ヲ爲サシメズ其爲サント欲スル所ヲ爲サシムルガ如ク強テ他人ノ行爲ニ干渉シテ以テ之ニ妨害ヲ加フルカ若クハ偶々未タ妨害ヲ爲スニ至ラサルモ良民ノ自由ノ行爲ヲ妨害セントシタル者ニ向テ其將來ヲ檢束シ現在ヲ改悛セシムルニアルナリ前號ニ於テ述べシ如ク他人ノ集會ニ立入テ妨害ヲナサントシ他人ノ行爲ニ干渉シテ其行爲ノ自由ヲ妨害セントスル者ノ如キ者ハ概シテ皆社會ノ秩序ヲ亂ルノ輩ニシテ一朝事アレバ常人ノ手先トナリ人ノ使傭人トナリ或ハ自己ノ私怨ノ爲ニ或ハ射利ノ爲ニ常ニ斯ル行爲ヲ以テ職トセサルモノタラサルハナシ此ノ故ニ斯ル輩ニ向テ豫戒命令ヲ爲シテ以テ國家ノ靜謐社會ノ安寧ヲ保持スルコトヲ勉ムル所以ノモノナリ

第四號 第二號第三號ニ掲クル妨害ヲ爲スノ目的ヲ以テ第一號ヨリ

以上列舉セル第一號ヨリ第三號ニ至ル場合ニ於テハ暴行妨害其他凡テノ害惡ハ主動者ノ直接行爲ニ出ツルモノナリ本號ニ於テハ間接活動者ノ行爲ヲ豫戒スル命令ヲ爲ス場合ヲ規定セルモノニシテ蓋シ其所爲ハ大且其弊害ノ甚シキハ此場合ヲ以テ尤モ最大ナルモノト信スルナリ「蓋シ暴行妨害チ一個人ニ於テ爲スノ間ハ其害惡尙一小部分ニ止マルコトアリト雖モ力ハ亂暴ノ輩ヲ雇傭シ或ハ金錢ヲ與ヘテ以テ危險ヲ犯スノ賠償トナシ或ハ一身ヲ買ヒテ以テ己レカ手足ノ如ク働カシメ之ヲ指揮シ之ヲ教唆シ以テ他人ノ行爲ノ自由ヲ妨害スルニ至テハ社會ヲ紊亂シ安寧秩序ヲ害スルヤ實ニ名狀スヘカラサルモノアリ故ニ單ニ暴行ヲ爲シ妨害ヲ加フル直接主動者ノミニ豫戒命令ヲ適用スルト雖モ尙未タ枝葉ヲ枯ラスニ止マリテ其

根本ヲ絶フニ足ラス此ヲ以テ危害ヲ醸成シ害悪ノ借伏スル間接治動者ニ向テモ豫戒命令ヲ爲スコトヲ得ルノ規定ヲ設ケシ所以ナリ

以上ニ於テ余輩ハ當局者ノ豫戒命令ヲ爲スハ如何ナル行爲ヲ非行爲ニ向テ爲スヤチ詳述セリ更ニ進ンテ當局者ノ爲ス所分チ解釋シ終リニ臨ミテ如何ナルモノニ向テハ如何ナル事ヲ命令スルヤノ程度ヲ詳述セハ豫戒命令即行政處分ノ性質及本領ヲ測知フルニ足ルヘシ

第二條

豫戒命令は左の如し

- 一 一定の期限内に適法の生業を求めて之に従事すへきことを命ず
- 二 總て他人の開設する集會に立入り妨害を爲すへからざることを命ず
- 三 如何なる口實に拘らず財物を強

前條第一號に該當する者に對しては第一號第二號第三號の事項を併せて命令し前條第二號第三號に該當する者に對しては第二號第三號の事項を併せて命令し前條第四號に該當する者に對しては第四號の事項を命令す

本條ニ於テハ第一條ニ規定セル所謂豫戒命令ハ如何ナル命令ナルカ又第一條ニ列舉セル四箇ノ豫戒命令ヲ爲スコトヲ得ル場合ニ於テハ如何ナル處分ヲ爲スモノナルカ即チ如何ナル命令ヲ爲スヤチ規定セルナリ余輩ハ例ニ因リ亦本條ノ規定スル所チ分テ左ノ二項ト爲ス

- 第一項 豫戒命令トハ如何ナル命令ナルカ
- 第二項 前條豫戒命令ヲ爲スコトヲ得ヘキ第一號ヨリ第四號ニ至ル場合ノ其一ニ該當スルキハ當局者ハ其

請シ不當の要求を爲シ強テ面會を求め脅迫に涉る書面を用ヒ勸告書を送リ又は如何なる方法たるを問はず暴威を示して他人の進退意見を變更せしめんとシ其他他人の業務行爲を妨害シ又は妨害せんとするの所行を爲すへからざることを命ず

- 四 人を使用して總て他人の開設したる集會を妨害シ又は妨害せんとシ又は他人の業務行爲に干渉して其自由を妨害シ又は妨害せんとするの所行を爲さしめざることを及ひ豫戒命令を受けたる者を扶助シ又は使用すへからざることを命ず但シ親族の故を以て之を扶助する場合は此の限に在らず

者ニ向テ如何ナル處分ヲ爲スヘキカ

以下以上二項ノ分類ヲ逐フテ説明スヘシ

- 第一項 豫戒命令トハ如何ナル命令ナルカ
- 本項ハ又分ツテ左ノ四號ノ場合ニ分類セリ

第一號 一定ノ期限内ニ適法ノ生業ヲ求メテ之ニ従事スヘキヲ命ズ

本號ハ無職業ニシテ平生爲スコトナク人ニ寄食シ人ニ使傭サレ只社會ノ好機ニ投シ人心ノ搖動セル時ニ乘リ不法不正ノ行爲ヲナシテ漸ク生活ノ道ヲ計ルモノニ對シテ或ハ一定ノ期限内ニ於テ法律ニ適フタル殖産工業ノ途ヲ求メテ之レニ専心従事スヘキ命令ヲ爲スコトヲ規定セルモノナリ一定ノ期限内ニ適法ノ生業ヲ求ムヘシトハ先ツ相當ノ時日ヲ與ヘテ而シテ其時日ニ制限ヲ付スルヲ要スルナリ何ントナレバ今日命令ヲ下スト雖モ直チニ生業ノ途ヲ得ヘキモノニアラズ去リトテ又其期限ノ餘リ永キニ失スルキハ命令ノ

効力ヲ失フヲ以テ當局者ニ於テ其地方ノ狀況其命令ヲ受クルモノ、智識及強弱ニ應ジテ或ル期限ヲ定メテ命令ヲ下シ其期限内ニ適法ノ業務ニ從事スヘキヲ豫告スルナリ適法ノ生業トハ法律命令ノ許容セル職業ト云フヲナリ法律ニテ禁スル商業或ハ法律命令ニ抵觸セル如キ業務ハ何人モ決シテ爲サル所ナルハ明カナルヲナルニ特ニ茲ニ適法ノ生業ヲ求ムヘキヲ命令スル所以ノモノハ斯ル無頼ノ惰民ハ假令業務ニ就クトスルモ往々法律ヲ犯シテ販賣スヘカラサルモノヲ賣ルトカ規則外ノ工錢ヲ貪ルトカ常ニ奇利ヲ求ムルニ汲々トシテ所謂一攫千金ノ妄想ニ陥リ易ク爲ニ不法ノ所行ニ出ツルモノ多キカ故ナリ是レ特ニ其從事スヘキ生業ハ必ス法律ノ許容セルモノタラサルヘカラス必ス規則命令ノ範圍内ニ於テ爲スヘキモノタルヲ命令スル所以ナリ

第二號 總テ他人ノ開設スル集會ニ立入り妨害

目ニ違スル事柄ニシテ所謂浮浪ノ徒或ハ無頼漢等己レノ口ヲ糊スルガ爲ニ種々ノ辨明ヲ逞フシテ強テ金錢物品ノ寄附ヲナサシメ或ハカ、ル徒輩ノ或ル運動ニ供センガ爲ニ事實ヲ設ク詐僞ニ出テ良民ヲ苦ムル手段ニ出ヅル其數蓋シ舉テ數フベカラザルナリ或ハ又神佛ノ供養ニ備フルトカ貧困困苦ヲ訴フルトカ警察官ノ間隙ニ乗ジ婦女女子ニ迫マリ無人ノ家ヲ襲フ等ノ所爲ハ皆含シテ本號ノ命令ヲ組成スルモノナリ

(二) 如何ナル口實ニ因ルモ不當ノ要求ヲ爲スベカラズ之レ蓋シ人ノ意思ヲ左右スルモノニシテ應分ノ寄附或ハ相當ノ要求ニ應セルモノニ對シテ尙之ガ不足ヲ訴ヘ種々ノ口實ヲ設ケテ不當ノ要求ヲ爲ス等ノ行爲ヲナスベカラザルヲ命令スルナリ

(三) 強テ面會ヲ求ムベカラズ之レ又屢々余輩ノ耳ニスル所ノ報道ニシテ其官吏タルト一個人タルトハ問ハズ苟クモ自己ノ爲ニ不利益ナルヲアルカ或ハ又己

法令註解

ヲ爲スヘカラサルヲ命令ス

本號ハ吾人ノ集會ノ自由ヲ保護スルカ爲ニ總テ何人ト雖モ他人ノ開設スル集會ノ席ニ立入りテ妨害ヲ爲スヘカラサルヲ命令スルナリ集會ニ立入りテ妨害ヲ爲ストハ前條解釋第二號ヲ參照スヘシ

第三號 如何ナル口實ニ拘ハラズ財物ヲ強請シ不當ノ要求ヲ爲シ強テ面會ヲ求メ脅迫ニ涉ル書面ヲ用ヒ勸告書ヲ送り又ハ如何ナル方法タルチ問ハズ暴威ヲ示シテ他人ノ進退意見ヲ變更セシメントシ其他他人ノ業務行爲ヲ妨害シ又ハ妨害セントスルノ所行ヲ爲スヘカラサルヲ命令ス

本號ハ吾人臣民ノ自由意思及ヒ自由行爲ヲ保護スルノ爲メニナス所ノ命令ナリ今便宜ノ爲ニ本號ノ規定ヲ分欸シテ説明スルニ左ノ如シ

(一) 種々ノ口實ヲ設ケテ他人ニ向テ金錢或ハ物品ヲ強テ請ヒ受クルヲ爲スベカラズ之レ吾人ノ常ニ耳

レノ迷妄ノ臆説ト其意見ヲ異ニスル所アレバ忽チ通リテ之ニ面會ヲ要求セントシ若シ謝絶サル、アレバ百方口實ヲ作り或ハ脅迫ニ出テ必ズ面會スルアラソコトヲ要求シ他人ノ業務行爲ヲ妨害スル實ニ大ナルモノアリ之レ蓋シ本號ニ於テ強テ面會ヲ求ムベカラザルヲ命令スル規定ヲ置キシ所以ノモノナリ

(未完)

●火藥取締規則註解 (承前)

第一章 總則

第一條 凡火藥劇發火藥

イナマイト、雷汞、其他劇發質ノ物品ハ 人民ニ於テ製造スル

コトヲ禁ス但烟火マツケノ類ハ此

限ニ在ラス

火藥トハ古來傳唱セル焰硝ノコトニシテ非常ナル熱

チ與フレハ暴發スルモノナリ即チ火焰電氣雷管ノ破
 裂等皆火藥ヲ暴發シ得而シテ其暴發ノ力能ク物体ヲ
 破壊シ、飛散シ、燼燒シ得ル其効用ノ最モ著大ナル
 ハ銃砲ニ使用シ彈丸ヲ遠距離ニ送致スルニ在リ又岩
 石破碎等ニ使用シテ人力ヲ助クルノ用ヲ爲スモノダ
 リ

劇發火藥トハ其効用火藥ト同様ナレトモ亦自ツカラ
 異ナルモノアリ其異ナル點ハ銃砲ニ使用シテ彈丸ヲ
 遠距離ニ送致スルノ用ニ適セサル是レ其最モ異ナル
 所ニシテ其他使用上火藥ト性質ヲ異ニスルモノアリ
 劇發火藥ノ性質ハ單ニ物体破壊ノ點ニ在リテ他ノ用
 ヲ爲スコト甚少シ而シ物体破壊ニ及ホス勢力ハ火藥
 ニ二倍若クハ四倍スルモノアリ其暴發ハ火焰ヲ以テ
 スルコトヲ得ス火焰ニ觸ル、トキハ唯燒散スルニ過
 キスシテ暴發スルコトナシ雷管ノ力ト非常ナル壓力
 トハ能ク之ヲ暴發シ得ルナリ

ニ於テ製造スルコトヲ禁シタルモノハ火藥及劇發火
 藥其他劇發質ノ物品ナリ其物品ハ總テ單純ニ發火及
 暴發シ得ルモノナリ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ其物自身
 ニ發火シ暴發シ得ルモノナリ故ニ危險ナルコト最甚
 シトス斯ク危險ナルカ故ニ民間ニ於テ之ヲ製造スル
 コトヲ禁スルナリ然ルニ烟火ハ何物ヲ以テ製造スル
 カト尋スレハ火藥及其他ノ藥品ヲ混合シテ之ヲ製造
 スルモノニテ單純ナル發火物即チ火藥ヲ製造スルニ
 アラス火藥ヲ借り來テ烟火ニ製スルモノナレハ發火
 物ヲ製スルモノト其危險ノ度大ニ低減ナリ且原料ナ
 ル火藥ノ製造ヲ禁止スル以上ハ其調合物製造ヲ禁止
 スルノ必要ナシ又烟火ハ一ノ玩弄物遊戯ニ供スルモ
 ノニシテ之ヲ以テ危害ヲ物件ニ及ホスコトモナカル
 ヘシ故ニ火藥其物ト比較スヘキニアラス、マツチハ
 一ノ摩擦ニ因テ發火スルコト火藥類ニ比スルニ更ニ
 便利ナレハ發火ノ點ヨリ云ヘハ無論之レカ製造ヲ禁

棉火藥トハ火藥ヲ棉花ニ吸收セシメタルモノ、ナイ
 トログリセリントハグリセリンヲ以テ製造シタルモ
 ノダイナマイトトハグリセリン其他二三種ノ混合物
 ヨリ成ルモノ雷汞トハ雷管發火金等ヲ製造スルモノ
 即チ摩擦發火汞ナリ、其他劇發質ノ物品トハ劇發物
 ト稱スルモノ茲ニ掲出スル所ノ二三ノ物ニ止マラス
 尙ホ年月ヲ逐フテ發明新製ノ物アリ故ニ是等ノ劇發
 物ノ外ニ劇發スヘキ物質ハ總テ製造スルコトヲ許サ
 、ルコトヲ定メタルナリ

烟火及マツチノ類ハ製造スルコトヲ許ルセリ烟火モ
 マツチ即チ摺附木モ極メテ發火シ易キ物ナリ火藥劇
 發火藥ヲ製造スルコトヲ禁シ尙ホ劇發質ノ物品ヲ禁
 制シタルニ拘ハラスマツチ、如キ劇發性ノ物品ヲ許
 シタルハ聊允當ヲ缺クノ嫌ナキコト能ハストハ往々
 疑チ抱カル、所ナリ然レトモ本條ノ旨意ヲ十分ニ解
 釋シ得タランニハ此疑モ釋然タルモノアラン蓋本條

セサルヘカラサルニ似タリ然ルチ本則ハ自由製造ニ
 任シテ一ノ制限ヲ置カス是亦其理由ナクンハアルヘ
 カラス蓋マツチ即チ摺附木ナルモノハ其性質一ノ摩
 擦ニ因テ火ヲ發スル點ヨリ論スレハ危險ナルコト火
 藥ノ上ニ在ルカ如シト雖元ト二三藥劑ノ包含ニ由リ
 一ノ化學作用ヲ發爲シテ藥劑ノ破裂ヲ爲シ因テ以テ
 火ヲ發スルモノ其用ハ唯附木ニ火ヲ傳フルニ過キ之ヲ
 使用シテ避クヘカラサル危險ヲ釀成スルノ場合ハ生
 出セサルナリ且マツチモ亦劇發質ノ物品トシテ民間
 ノ製造ヲ許サ、ルニ於テハ此廣汎ナル需用ヲ充タス
 コト能ハスシテ徒ラニ外國輸入品ノ供給ヲ仰カサル
 ヘカラサルニ至ラン斯クテハ事物ニ益ナキノミナラ
 ス國家經濟上ニ及ホス影響ハ實ニ莫大ニシテ其損害
 ノ賠償ハ何ヲ以テ之レニ充テン是レ則チマツチ製造
 ナ許シタル所以ナランカ
 然レトモマツチノ製造ニ對シテ取締規則ノ設アラサ

ル地方ハ之レアラサルナリ以テ其危険ヲ防制スルニ足ル又マツチニシテ最モ劇發シ易クシテ危険ナルハ黄燐マツチナリ此製造ハ明治十八年一月内務省甲第一號達ヲ以テ禁止セラレシモ外國殊ニ支那ヨリ輸入スル黄燐マツチ夥多ニシテ内地製造ヲ禁スルハ國家經濟上甚不得策ナルヲ以テ終ニ明治廿三年八月ニ至リ内務省訓令第二十八號ヲ以テ前ノ禁止令ヲ廢止セラレタリ此際更ニ黄燐ヲ以テ製造スルマツチハ其製造場藥品ノ取扱方職工ノ使用法等取締ノ訓令ヲ發セラレ之ヲ基トシテ各地方ノ必要ナル向ニ於テ府縣令ヲ發シテ嚴重ナル取締規則ヲ設ケラレタリ之レニ由テ此危険ナル黄燐マツチノ製造モ十分ナル取締ヲ爲スコトヲ得ルヲ以テマツチ製造ニ對スル危険ノ防制ハ十分ナリトス

(未完)

● 巡查採用規則註解 (承前)

テ仕マシク依テ誓文如件

明治 年 月 日

府縣國郡市町

村番地身分

何 某實印

巡查タルヘキモノトハ検査モ試験モ合格シテ前條ノ宣告ヲ爲シ巡查ニ採用スヘキ者ト定リタルヲ云フ其採用スルコトト定リタル者ニハ前條ノ宣告ヲ爲シ其宣告ニ對シテ違背セサル誓約ヲ爲ス此誓約ヲ爲シタル上ニアラサレハ巡查ノ辭令ヲ交付セサルヲ以テ本條ニ巡查タルヘキ者トセシナリ其誓文ハ前條ノ宣告ヲ受ケテ之レニ違背セサルコトヲ誓フ故ニ誓文ハ前條ノ宣告ト旨意同一ナリトス

前條各官ノ面前トハ前條宣告ヲナスヘキ巡查本部長若クハ警部長ヲ指シタルモノナレトモ前條ノ註解ニ於テ詳述セシ如ク試験ヲ掌ル巡查教習所長及ヒ之レ

第七條 巡查タルヘキ者ヨリ呈セシムヘキ誓文ハ左ノ如シ但前條各官ノ面前ニ於テ本人ヲシテ自書捺印セシム可シ

誓文

某儀

今般何(廳府縣)巡查志願仕候ニ付御採用ヲ被ルニ於テハ官吏服務紀律ヲ恪守仕ルヘキハ勿論人民ニ對シテハ丁寧親切ニ職務ヲ執行シ且ツ總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上百般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行仕ルヘク又奉職五ケ年ニ滿タスシテ一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免相願候様ノ儀決シテ無之且ツ自身ハ勿論家族ニ至ル旨品行方正ニ相保テ警察官吏タリ又其ノ家族タル體面ヲ汚損致シ候様ノ所業決シ

ニ立合ヲナス警部二名其他検査ニ關係セシ警員警察部ノ各課長等モ此場ニ臨席スルトキハ其諸員モ亦各官ノ中ニ在リ是等諸官ノ面前ニ於テ本人ニ誓文ヲ自書セシメ其氏名ノ下ニ實印ヲ捺捺セシムルナリ其自書セシムルハ誓約ハ真心誠意ヲ表章スヘキモノナレハ自身ニ精神ヲ注キ執筆スルニアラサレハ誓約ノ真理ニ適セサルナリ

誓トハ何ソヤ約束ニ違ハサルコトヲ證明スル是レナリ本條誓文ノ式ヲ定メテ巡查奉職中ニ服従スヘキ事項ヲ列記セシム其結文ニ誓文如件トアルハ之レニ違背スルコトナキヲ證明スルノ正確ナルコトヲ示スナリ故ニ一旦此誓文ヲ自書シ捺印シテ呈出シ巡查ヲ命スルノ辭令ヲ受取リタルトキハ直ニ誓文履行ノ義務ヲ生シ苟モ誓文ニ牴觸スル行為アルヘカラス凡ソ誓約ナルモノハ自己ノ真意ヲ證明スルモノナレハ自己ノ意ニ背シタル事項ニ對シテハ決シテ之ヲ爲スヘカ

ラス、既ニ誓約ヲ爲シタル以上ハ誠心誠意之レヲ履行スルノ覺悟ナカルヘカラス、誓文呈出ハ決シテ儀式的ノモノニアラス誓文ノ事項ハ之ヲ履行シ得ヘク之レニ服從シ得ヘシト信シテ而後之ヲ呈出スルモノヲラサルヘカラス、本條ニ規定サレアルヲ以テ已ムコトヲ得ス之ヲ自書シテ呈出スルノミトノ表面上ノ觀念ヲ以テ之ヲ呈出スヘカラス、誓文呈出ハ巡查ニ拜命スルノ順序ヲ踏ムニ過キスト思料スルハ甚不可ナリ、家族アル者ニ於テハ試験及第ノ節本條誓文ノ旨趣ヲ家族ニ言ヒ聞カセ其意義ノ貫徹シタル上服從履行スルコトノ證言ヲ聞キタル上此ノ誓文ヲ呈出スルノ順序ヲ執ルヲ要ス、誓約ヲ爲スハ人事上一大重要ノ事件タリ又之ヲ破ルハ人間社會ノ最要醜事タリ目前彌縫ノ意志ヲ以テ誓文ヲ呈出スレハ誓約ノ旨意甚薄弱ニシテ之レヲ破ルニ吝ナラサルハ自然ノ數ナリ然レトモ最初之レヲ呈出スルトキ慎重ナレハ之ヲ

破ルニモ亦自ラ鄭重ノ思考ヲ要スルヲ以テ容易ニ破毀違背ノ行爲アラサルナリ誓約者ハ宜シク自己ノ良心ニ訟ヘテ儆正ニ忠實ニ誓文ノ事項ヲ完了スルコトヲ勉ムヘキナリ
誓約履行ノコト其レ斯クノ如ク重要ナリ誰カ宣誓ノ後之レニ違背スルノ意念アランヤ然レトモ人事ノ變遷ハ昨、今ヲ測ラス或ハ自己ノ意志ニ反シテ若クハ不時ノ出來事ノ爲メニ誓文ノ事項ニ背戾スルコトナキ能ハス或ハ私慾ノ爲メニ或ハ自己ノ便宜ノ爲メニ或ハ疎虞ニ由リ懈怠ニ因テ誓文ノ事項ニ違犯スルコトナキヲ保セス此場合ニ際シ之ヲ處スルニ緩慢ナレハ宣誓ハ虛式ニ流レ誓文ハ空紙タルニ過キス何チ以テ誓約ノ神聖ヲ保持セン之ヲ處スル如何、曰誓約ニ違背シタル者ハ聊假借スルコトナク宜シク巡查懲罰例ニ依リ嚴正ニ之レヲ處分スヘキモノトス、然レトモ巡查懲罰例ヲ按スルニ誓約ニ違背シタル者ヲ處罰

ヲ訓示スヘシ

就任宣誓ノ目的ハ儼然タル禮式ニ由リ宣誓者ヲシテ其職務ヲ誠實ニ勤勉シ其負擔セル責任ヲ嚴正ニ完了シ管ニ法律ノ成規ニ適合スルノミナラス自己ノ良心ニ顧ミテ常ニ耻ツル所ナキヲ誓約セシムルニ在リ、而シテ斯クノ如キ宣誓ヲ遂ケタル記憶ハ常ニ誠實ナル人士ノ心思ヲ動カシ管ニ其國君及上官ノミナラス最高法官(神明ヲ云フ)ニ對スルノ責任ヲ負ヒテ其擔當セル責務ヲ完了セシムルニ足ルモノナリ

何人タリトモ常ニ其宣誓ノ言辭ヲ眞實ニ記憶スルモノハ自己ノ良心ヲ除クノ外更ニ他ノ證憑ナキ場合ニ當ルモ能ク一切ノ誑惑ニ抵抗シ得又自ツカラ恐悞心、黨派心、利慾心若クハ其他不正ノ意向ニ誘ハレテ遲疑スルコトナク隨處隨時ニ毅然不屈ノ正直心ヲ以テ事業ニ當ルコトヲ得ヘシ

スルノ明文ナシ今該例ニ依リ誓約違背者ヲ處罰セントスルハ明文外ノ處分ニアラスヤ、曰然ラス巡查懲罰例第一條ヲ見ヨ、凡職務ノ規則ニ違背シ云々トアリ既ニ職務ノ規則ト云ヘハ巡查採用規則ハ巡查タル者ノ志願資格ヨリ試験及第ノ順序及巡查トナリタル上ハ服從スヘキ責務ヲ規定シタルモノニシテ無論職務ノ規則タルナリ地方ニヨリ其地方限リ設ケタル懲罰法ニ誓約ニ違背シタル者ト掲出セシ例ハアレトモ畢竟地方ノ便宜ノ爲メニ設ケタル懲罰例ノ細則タルニ過キサルナリ前述ノ理由ニ依リ縱令其細則ヲ設ケサルモ本例第一條ニ依リ十分處罰スルコトヲ得ヘキモノトス
記者ハ茲ニ普魯西警察法ノ一節ヲ借り來リテ註解ノ缺漏ヲ補綴セントス宣誓ノ嚴格ナル此ノ一節ヲ以テ推知スルニ足ル

職務宣誓ヲ行フニ先チ宣誓者ニ對シテ左ノ心得

凡ソ宣誓ヲ遂クルニハ誓詞ニ違背セルモノヲ罰シ
 又其責任ヲ嚴密ニ踐行セルモノヲ賞スルカ爲メ常
 ニ神明ヲ喚起スヘシ
 神明ハ知ラサルナク、在サ、ルナク、邪ヲ抑ヘ、
 正ヲ揚ケ、威力涯淡ナキモノナルコトヲ固信スレ
 ハ何人タリトモ決シテ其誓約セル職任ヲ怠慢シ得
 サルノミナラス毫末ダリトモ君上ノ訓令ニ違戻セ
 サル様最モ縝密ノ注意ヲ施スニ至ルヘシ
 何人ヲ論セス前段ニ述ル如ク國王ノ忠實正直ナル
 臣僕トシテ不易ノ信義ニ兼スルニ勤勉ナル服務ヲ
 以テスルモノハ現世ニ在テモ天堂ニ在テモ必ス神
 明ノ愛護ヲ被ルコト疑ヒナク如何ナル危難若クハ
 不平ニ遭遇スルモ自カラ能ク慰諭ト安靜トヲ享受
 シ得ヘシ、是レ其良心ニ顧ミテ毫モ瑕瑾ナキモノ
 ニアラサレハ決シテ能ハサル所ナリ、又上官ニ於
 テ常ニ其勤務ノ情態ヲ窺フニ如何ナル機會ニ臨テ

モ能ク宣誓ノ旨意ニ背カス遂ニ國君ヲシテ之ヲ榮
 進シ若クハ他ノ恩寵ヲ加ヘシムルノ必要アルヲ認
 ムルトキハ必ス著明ニ之ヲ顯揚スヘシ之レニ反シ
 テ儼然誓約シタル職務上ノ責任ヲ荒廢シ或ハ己レ
 ニ下附セラレタル訓令ニ背達シテ謹慎セサルモノ
 アルトキハ一般之ヲ侮蔑スルノ外決シテ其人體ノ
 位望ニ顧慮スルコトナク法律上職務怠慢ノ官吏ニ
 對シテ規定シタル嚴正ノ刑科ヲ其違犯ノ輕重ニ隨
 ヒ即時ニ實施セサルヘカラス
 凡ソ官吏ノ宣誓ハ右手ヲ舉ケ誓文ヲ復誦シ若クハ
 朗讀スルニ由テ成ルモノトス其文左ノ如シ
 予、某某ハ威力最大、知識無邊ナル神明ニ誓フ
 予ノ某廳某官ニ任セラレタル以上予ハ予ノ至仁
 至惠ナル主君普魯西國皇帝陛下ニ對シ從順忠實
 ニ奉仕シテ敢テ違命スルコトナク職任上ニ負擔
 スル百般ノ責務ハ予ノ知識ト良心ノ許ス限り嚴

密ニ之ヲ踐行シ又憲法制度ニ違戻セサル様精細
 ノ注意ヲ施スヘシ其眞實ナルハ神明ノ予ヲ冥助
 スルカ如クナラン云々
 (未完)

警察禮式註解

(承前)

第三十五條 上官ト同行スルトキハ其

左側或ハ後方ニ就クヲ禮トスレトモ
 爲メニ上官ニ不便ヲ與ヘ若クハ危險
 ノ恐レアルトキハ宜キニ應シ右側ニ
 就クモ妨ケナシ但誘導者ハ左側若ク
 ハ後方ニ就クノ限リニアラス

上官ト同行スル場合ハ行遇フタル場合又ハ上官ノ許
 ニ行ク場合トハ異ニシテ第七條若クハ第九條ノ敬禮
 ナ行フノ場合ニアラス故ニ本條ニ至リ同行ノ敬禮法
 ナ規定セシナリ其敬禮法トハ上官ノ左側ニ就クカ又
 ハ其後方ニ隨フカノ方法ヲ執ルコト是レナリ然レト

モ左側ニ就キ又ハ後方ニ隨フトキハ上官ノ不便利ト
 ナルカ若クハ上官ノ危險ニ迫ルカ如キ場合ニ於テハ
 此方法ニ拘泥セズ便宜ニ從ヒ或ハ右側ニ就キ或ハ先
 行スルモ妨ケアルコトナシ蓋敬禮ハ他ヲ尊敬スルノ
 爲メナレハ他ニ不便ヲ與ヘ若クハ他ノ危險ニ迫ルカ
 如キハ決シテ他ヲ尊敬スルモノト云フヘカラサレハ
 ナリ
 誘導者トハ上官ノ爲メニ道路ノ案内ヲ爲ス者ニシテ
 上官ノ前ニ立チテ進行スル者ナレハ上官ノ後ニ隨フ
 ヘキ等ナシ故ニ後方ニ就クノ限ニアラストセリ然レ
 トモ其左側ニ就クノ限ニアラストセシハ素ヨリ誘導
 者ハ前行スヘキモノナレハ上ノ側ニ沿フテ進行スヘ
 キモノニアラサルヲ以テ斯ク定メラレシモ誘導者ナ
 レハトテ強チ前行セサルモ歧路ナキ直道ニ於テハ上
 官ト並行スルモ妨ケナキ場合アルヘシ此場合ニ於テ
 ハ必スモ前行スルヲ要セズ便宜並行シテ可ナリ其

並行スル場合ニ於テハ無論左側ニ就クテ禮トス故ニ本條ニ左側若クハ後方ニ就クノ限ニアラストセラレシハ前行スル場合ニ限ルト知ルヘシ

陸軍禮式ヲ参照ス

(陸軍) 第二十條 乙 室外ノ敬禮

其一 通則

第十五項 軍人上官ト同行スルハ其左側或ハ後方ニ就クテ禮トス但誘導者ハ此限ニアラス

第三十六條 狹隘ノ道路橋梁又ハ廊下

階子段等ニ於テ上官ニ出會シタルトキハ立止リテ其通過ヲ待ツヘシ若シ既ニ進行中ナルトキハ便宜立戻リ上官ヲシテ己レノ通過ヲ待タシメサルヲ禮トス

本條ハ敬禮式ノ末條ニ位ス尤ス第三十七條ハアレトモ是レハ消防官ニ適用スルコトヲ示シタルモノニシテ敬禮上ノ行為ハ本條ニ止マル故ニ本條ハ敬禮上ノ

狹隘ナル道路橋梁廊下等トハ其幅員ノ程度ヲ茲ニ定ムルコト能ハスト雖要スルニ上官ト互ニ道ヲ讓ルニアラサレハ通行シ難キ場合ト見テ可ナリ元來恭敬ノ本義タルヤ他ヲシテ心ヲ勞シ體ヲ役セシメサルニ在リ進行ノ際上官ニ出會シ互ニ道ヲ讓ルニアラサレハ通過シ得ストスレハ己レノ進行ノ爲メニ上官ヲシテ避讓ノ勞ヲ取ラシムルノ不都合アリ故ニ此場合ニ於テハ自ラ進行ヲ控ヘテ上官ノ通過スルヲ待ツナリ若シ又己レ既ニ其道路橋梁等ニ進行シタルトキ前面ヨリ上官ノ來ル場合ニ遭遇セハ己レハ其進行ヲ止メ直チニ引返シテ狹隘ナラサル場處ニ立チ上官ノ來リ過ルヲ待チ進行スヘシ

避讓セサルモ通行スルコトヲ得ヘキ道路ニ於テ上官ニ出會シタルトキハ本條ノ如ク立戻リテ上官ノ通過スルヲ待ツヲ要セス此場合ニ於テハ上官ノ右方即チ己レノ左ニ避クルヲ以テ禮トス己レノ右ニ避クルハ

最モ末尾ニ屬スル細節目ヲ示定セリ

上來屢記述セシ如ク下班ノ者ハ上官ニ對シテハ尊敬ノ意ヲ以テ之ヲ迎ヘサルヘカラス苟モ此意ヲ失ヘハ秩序ヲ紊リ警察官タルノ紀律ハ何ナリテ之ヲ維持セン本條ノ道チ上官ニ讓ルノ方法モ亦此ノ意タルニ外ナラス本條ノ狹隘ナル文字ハ宜シク道路橋梁及廊下ノ三ノモノニ掛ケテ讀ムヘシ之ヲ階子段ニ掛ケテ讀ムハ不可ナリ階子段ハ元來狹隘ナルモノナリ故ニ狹隘ノ階子段ト云フノ必要ナシ縱令ヒ狹隘ナラサルモ階子段ノ如キ段階アル場處ニ於テハ上官ト同行スルハ不可ナリ何トナレハ上官ノ後ヨリ下レハ上官ノ頭上ニ己レノ足底ヲ置クノ狀アリ又上官ハ昇リ己レハ降ルトキニ於テモ上官ヲ眼下ニ見下スノ狀アリ斯ノ如キハ敬禮上之ヲ避クヘキモノトス故ニ曰階子段ハ狹隘ナル場處ニ限ラス狹隘ノ文字ハ前三者ニ掛ケテ讀ムヘシト

避讓ノ法ニアラサルナリ

皇宮警察官禮式ヲ参照ニ供セン

(皇宮) 第二十條 狹隘ノ道路及橋梁廊下階子段等ニ於テ上官ニ出會シタルハ立止リ上官ノ通行ヲ待ツヘシ若シ下班ノ者既ニ進行中ナルハ便宜立戻リ上官ヲシテ己レノ通過ヲ待タシメサル様注意スヘシ

(未完)

正誤

- 前號法令註解ノ部
- 第二十五頁上段三行目、**後**ハ**後**
- 第二十六頁下段二行目、**條**ハ**條**
- 第二十七頁上段五行目、**トセラレシテ**以テレノ八字ハ**衍**
- 同頁下段十行目、**勤**ハ**勤**
- 第三十一頁下段八行目、**上官云々**ハ**別項**
- 第三十三頁下段二行目、**トキ**ノ下トチ**脱**ス
- 同段十四行目、**對シ**ノ下何故ニ**三字**ヲ**脱**ス

問 答

●新聞紙の保證金に關する前内務

省備李國警察大尉ヘーン氏との問答

(問) 李國に於ては現今は新聞紙の保證金を要せざれども其の嘗て之を要したる當時は如何なる種類の新聞紙より保證金を徴したるや又其額は幾千なりしや又如何なる種類の新聞紙は保證金を出すを要せざりしか

(答) 高論の如く新聞紙の發行には現今は保證金を要せざるなり

然れども千八百五十一年五月十一日發布に係る舊出版條例に據れば新聞紙若くは雜誌にして一ヶ月若くは其次内の期限内に於て發行せんとするものは之を發行する以前に保證金を上納することを要せしなり其發行の期限一ヶ月以内にて不規則なるものも亦其中に包含せり
而して保證金は左の如くなりし

- 一、伯林、プレスラウ、ダンナヒ、キヨルン、キョーニヒベルヒ、マグデブルヒ、ステツチン、アーヘン、エルベルフェルド附りハルメン(當時最大の都會)に於ては
五千ターレル(一万五千マーグ凡我三千七百五十圓)

- 二、其他の大都會(此等の都會は條例中一々其名を列載し其數合せて百四十二ありし)に於ては
三千ターレル(九千マーグ凡我二千二百五十圓)

- 三、其他の一萬五千以上の民口ある都會に於ては
二千ターレル(六千マーグ凡我一千五百圓)

- 四、其他の場所に於ては
一千ターレル(三千マーグ凡我九百五十圓)

但し茲に記載する金額は特に該都會に限らず亦其二獨里(凡我三里)の周圍に於て發行するものにも適用せり
一週三回若くは三回以内發行する新聞紙及び雜誌は

規則なるも發行する新聞紙及び雜誌は之を定期刊行物となせり

故に他の印刷物(即ち出版物)に屬するものは主として假綴本、書籍及び其他の著作者の著作物等是なり

●銃砲射的取締標準ニ關スル件

此程某地方ノ問合に對し其筋より左の如く回答せられたりといふ

- 銃砲射的取締ノ義ニ付テハ去ル十七年九月御通知相成タル取締標準ニ遵據スヘキハ勿論ナレトモ該標準中一二ノ疑義有之左ニ

- 一標準第一項ニ依リ組合員ノ名簿ヲ添ヘ主幹ヨリ出願セシムルニ付テハ組合外ノモノハ一切入場射撃セシメサル趣意ナル哉

(答) 第一項ハ組合員の外は一切入場射撃を許さざる筈に有之候尤も他の組合に一時貸渡すは差

前記金額の半を減す
將た又保證金を要せざりしものは左の如し

一専ら官府の公告、家事の報告、營業上、賣買上、又は公然たる遊樂に關し其他盜難、遺失及び拾得の物件に關する廣告若くは之に類する日常交通上の報告を掲載し若くは諸政治及び社會上の問題を除き純粹の學術藝術若くは營業上の事項を掲載するものと定めたる所の定期刊行印刷物

二議院若くは王國官衙より發する定期刊行物

(問) 然らば定期印刷物と然らざるものとは如何にして之を區別するや

(答) 貴問の如き疑義は單に理論よりするときは容易に解答し難く隨つて種々の見解もあり得へきを以て法律は豫め其範圍を確定して議論の紛出を杜絶したり則ち千八百七十四年五月七日發布の法律第七條に據れば一ヶ月若くは其次内の期限内に於て假令ひ不

支なし

二同第三項ニ依リ軍用銃射の免許銃射の區別ハ第六項但書ニ依リ築クモノト雖モ兩種混同ヲナサシメサルノ趣意ナル哉

(答)第二項ハ軍用銃免許銃の兩種混同せしむるは妨なし標準第三項の旨趣は組合を設くるに際し射的銃の種類を定め出願せしむるに在り兩種併用なれば的阜の構造には關係せず

三甲ノ射的場ニ若干ノ村田銃アルヲ流用シ乙地へ更ニ會員ヲ募集シ甲ノ支會ヲ設置セントスルモノアリ構造方標準ニ牴觸セサル限りハ差支へ之レナキ哉

(答)第三項ハ支會なれば妨なし

四定期若クハ臨時ニ或ル會則ノ方法ヲ立テ競點射撃ヲナスモ別ニ危險ノ虞ナキニ於テハ差許シ若シカラズ哉

中山寛六郎、久米金彌、石澤謹吾、小河滋二郎の諸氏にして當日は小松原警保局長の獄務に關する講話清浦貴族院議員の歐洲巡遊記聞并に監獄に關する講話其他有益なる談話も有之趣にて各府縣知事典獄、貴衆兩議院の議員府會議員市會議員市參事會員新聞記者等の諸氏へも案内狀并入場券數葉を送付せられたりと聞けは定めて盛會にして且獄事上有益なる談話多かるへしと豫想し得らるゝなり開會當日の景況等は最も精密に本誌に掲載するとを怠らざるへし右談話會後は懇親會を開かるゝ趣なり又其翌十七日には内務省警保局監獄課員諸氏發起となりて獄事上諸般緊要の事項を協議する爲め典獄諸氏其他有志家を會する由に聞く獄事の改良を要する今日に當りて斯くの如き催あるは大早の雲霓も管ならざるなり監獄事業に志を有する者は實に賀意を表せざるを得ざるなり従前の如く監獄の改良を以て一に官業に放任して顧みざるは民間有志家の爲めに取らざる所なればなり而して監獄の改良は官民共に之に熱注し相待て進歩改良を圖るにあらざれば到底其目的を貫くこと能はざるなり民間有志諸氏奮起する所あれ因みに右の談話會に就ては本月五日迄に於て白根内務次官を

(答)第四項は妨なし尤も組合外の者にして臨時飛入を爲さしむるを許さす

雜報

正誤

本誌前號雜報欄内「新聞紙の差押に就て」と題し本年三月六日發刊經世新報第百三拾號神戸通信と題する事項中(郵便報知新聞其筋に至るや神戸警察署に於ては市内購讀者の家に臨み一々之れを集めて警察署に持歸る杯中々嚴重なりしか發行停止に就て購讀者の家より持歸りしとは頗ふる珍らしき話なり)とあるを轉載し新聞紙の差押に關する定義を注記せしが今回兵庫縣警察部の申越に依れば「發賣所受賣所に存在せる未配布の分を封緘せし迄にて購讀者の家に臨み一々之を集めて警察署に持歸りたる杯の事實無之」趣に付茲に正誤す

● 獄事講話會

來る十六日土曜日午後一時より東京市神田區一ツ橋外大學講義室に於て開かるゝ由發起人は都築馨六、始め小松原警保局長大浦警保局主事、都築中山久米の三參事官、各局長、書記官其他有志者の寄附金を投せられたる向少からず又警視廳にても園田總監杉本警務局長中村警視等より若干の寄附金ありたりと云ふ

● 教誨師の會同

警視廳監獄教誨師多田賢順同西光主計埼玉縣監獄教誨師下間鳳城群馬縣監獄教誨師豊田巍秀の四氏が發起せられたる近府縣監獄教誨師の會同は本月十七日より一週間東京築地本願寺に於てせらるゝ筈にて其會同の趣旨は各地教誨の實地を談話し相互の便益を冀圖するに在りと云ふ抑々教誨の忽諾に付すべからざることは吾輩の常に唱道する所にして教誨は實に監獄の主要素なるに拘らず是迄兎角他の監獄業務の背後に立ち未だ充分吾輩の期望を満足せしむるに定るものなし吾輩は常に之を遺憾とせるに今前記四氏の盡力に由り少くとも近隣十數縣の間に於て特に此業務に關する聯結を以て益々此業務の増進を期圖せらるゝこと吾輩の大に喜ぶ所なり、今發起者諸氏が取設けられたる心得書を得たれば左に之を登錄す、因に云ふ本會合を賛成せられ近府縣より出京せらる

いもの陸續之あるのみならず、貴族院議員清浦奎吾氏同小原重哉氏内務省參事官久米金彌氏内務省監獄課長小河滋二郎氏其他の諸氏も本會に出席せられ隨時有益なる談話をせらるゝと云ふ尙ほ詳細は聞得て本誌に登載すへし

教誨師會同出席心得書

- 一 會同趣旨 今回ノ會同ハ主トシテ各地教誨ノ實地ヲ談話シ相互便益ヲ得ントスルハ勿論ナリト雖モ此ニ各地教誨師ノ聯合ヲ謀リ其方針ヲ一定シ大ニ監獄教誨ノ改良ヲ企圖シ以テ其筋ノ注意ヲ請ハントスルニ在リ
- 一 今回ノ會同ハ教誨其人ノ宗旨宗派ニ拘ハラズ現今監獄教誨ニ從事セラル、方ヤト協議スル事
- 一 來ル四月十七日ヨリ同廿三日迄一週間東京築地本願寺ニ於テ開會ノ事
- 一 各地教誨師ハ四月十三日マデニ出席差支ノ有無共東京市ヶ谷監獄署内多田賢順宛御通知ノ事 但會同關係ノ諸件ハヌメテ同人へ御照會ノ事
- 一 出席教誨師ハ開會前日即チ四月十六日マデニ御着京ノ事但シ會同初日(十七日)ハ午前九時マテニ會場へ御參集ノ事
- 一 出席教誨師ハ便宜ノ爲メ京橋區木挽町五丁目(木挽橋近傍)玉屋安兵衛方エ御投宿ノ事 但シ定宿アル方ハ隨意タルベキ事
- 一 出席教誨師ハ必ス法衣又ハ羽織袴或ハフロッグコートヲ御着用ノ事
- 一 出席教誨師ハ其監ノ諸事取調御報告有之反事

費言を俟たざる義にして事物の改良進歩するに隨て益々其必要を認むるに至るは自然の勢なり古人も言へるあり故を温ねて新しきを知ると宜なり歐米文明諸國に於ても統計を尊重すること、殊に監獄に於て然りとす若し統計なくんば獄治の成績は得て知ることははず又將來施治上の方針を定むること能はず猶は船舶に案減なきが如きものなり到底前途の見込を立て一定不變の方向を取ること能はざるなり、今や我が獄制も改良進歩の緒に就き昔日の面目を故めたり是よりは益々進んで改良せざるへからざる時運に際會したるを以て監獄の統計は愈々精覈を極めて其案内者たるの價値を有せしめざるへからず然るに聞く所によれば往々統計表を作らず之を等閑視する所あり甚たしきに至ては二三年前の在監人員及其犯數すら知る能はず折角調査比較等を要することあるも之を爲すこと能はず已むを得ず大概の當推諒を以て一時間に合はせ置すが如き姑息の處措を爲す等、事實有る間數ようなる一時運れのことをなし敢て顧みざる處なきを保し難しと、今日監獄改良論の喧しきよもや如此事實は之なかるへしと雖實際統計表を印刷に附せざる處多々之れある趣なり斯く統計表の如

- 一 出席教誨師ハ別ニ定ムル會場規則ニ從フベキ事
- 一 各地教誨師ハ議案提出勝手タルベキ事 但シ印刷ノ都合アリ四月十日限り御郵送ノ事
- 一 各地教誨師ヨリ提出ノ議案ハ落手ノ前後ヲ以テ順次ヲ定ムル事
- 一 今回會同ヲ通知セシハ東京宮城ノ兩集治監及ヒ警視廳神奈川、埼玉、群馬、茨城、栃木、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、新潟、福崎、宮城、鹿手、青森、秋田、山形、(東京宮城兩假留監區域内)ノ各地ナリシ事
- 一 築地本願寺ハ今回ノ會同ヲ賛成シ容易ニ會場ヲ貸與サレシ事
- 一 小河滋次郎君ハ今回ノ會同ヲ賛成シ各地典獄へ照會ノ勞ヲ執ラレ、事
- 一 島地數寄多田賢住ノ兩君ハ今回ノ會同ヲ賛成シ會費ヲ助力セラル、事
- 一 開會中一日小河滋次郎君來會監獄教誨ニ關スル同君ノ意見ヲ談話セラル、事
- 一 開會中一日佐野尙君來會歐米監獄ノ教誨上及ヒ教誨師ノ沿革等ヲ談話セラル、事
- 一 今回會同ノ發起者ハ警視廳監獄教誨師多田賢順、同西光主計、東京集治監教誨師後藤謙三、埼玉監獄教誨師下間風城、群馬監獄教誨師豐田鶴芳ノ五名ナリシ事
- 一 出席教誨師ハ旅費宿泊料等ハ自辦ノ事
- 一 開會入費ハヌメテ發起者擔當ノ事

發 起 者

● 監獄統計を忽かせにすへからず統計の施政上必要欠くへからざるものたるは吾人の

き大切なるものを印刷にも附し置かざるは手の廻らざるよりの事にして手の廻らざるは蓋し事務の不整理を證據立るものなるべし管に該監獄の不名譽のみならず我が監獄改良の上にも甚からざる支障を與ふ既往は咎めずとすも今少し統計の必要を探究し之を等閑に附するゝとなく既往に照して將來を推し改良進歩の基礎を作ること勤むへし盲らめつほうかいの理治は今日に適せざるなり統計を度外視する人は少しく反省あれ敢て警告すると爾り

● 減食受罰者の多きを如何せん

獄則を犯す者は其情狀に據り屏禁、減食、閤室以上は獨愼、減食の以上は十六歳未満の囚人及懲治人に處する成規なるを以て彼此輕重を酌量し相當の罰に處せらるるへしと雖各府縣の賞罰表を閱すれば減食に處せられたる者最も多し監獄に依ては如何なる犯則と雖皆減食に處せり殆んど疑訝に堪へざりし因て之を調査するに監獄の處罰には減食の外屏禁、閤室、獨愼あるにも拘はらず監獄に依ては屏禁室、閤室、獨愼室の設なきより已むを得ず犯則の種類情狀如何を問ふことなく皆減食に處せざるを得ざる實況なり是れ減食受罰者の非常に夥多なる所以なりとす、夫れ賞罰は獄治の秘訣

にして信賞必罰の實を示し又權衡其當を失せさらんことを要す若し賞罰にして當を得れば懲慙感化の道は行はれざるなり或監獄の如く犯則の輕重に拘はらず減食のみに處するときは懲罰の効用を見ること能はざるのみならず他監獄の處罰とは權衡其當を失し場所に依て幸不幸を蒙るに至る同一監獄則の下に支配さるべき者なれば所に依りて厚薄輕重のあるべき道理なし監獄則に命する所の懲罰室を設けざるは監獄則を蔑如したるの處爲たるを免れず又懲罰室の懲なきを口實として減食のみに處し敢て顧る處なきは當局者の責に歸せざるへからず本誌に於ては屢々設罰室を設備すへき勸告を怠らざりき苟も一監獄として獨立せしむる以上は其本署なると支署なるとに論なく監獄則に明定する處の懲罰室は先づ之を設備して懲罰執行に差支なからしめざるへからざるなり懲罰室全く備はらず減食受罰者の數は自然に減少し各地懲罰の實効舉り又不權衡なきを得るに至る宜しく速かに懲罰室を全備すへし

●監獄官吏の服裝

と姿勢如何は威嚴を保持する上に就て重大の關係を有するを以て最も注意且戒飾せざるへからざるもの

には少くとも看守長二名以上ありて職務上更に支障なし好し又必要ありとするも階級多きは上位の者に權威増し徒に尊大の弊風醸生するに至り看守長は自己の爲すへき職務まで之を看守部長に爲さしめ所謂殿様風となり自然獄事改良の妨碍となるを恐るゝにあり是れ本署に看守部長を置かれざる第一の理由なりと吾人は此理由に就ては聊か異見なき能はされども暫く之を置き先づ聞込みし儘を掲載して大方の參考に供す

●又看守部長設置の上就て

疑を抱く者あり曰く監獄支署長にして看守長を兼任し手にも晴れにも判任官一名の支署あり今回の訓令に依り看守部長を設置するときは看守長の職務は擧げて看守部長に爲さしめ支署長は書記事務となりて看守長の兼任は解職せしめ然るへきや將た看守部長たる者は看守長の職務を補助せしむるの精神なる乎而して看守部長は看守設置定員外に置き之に要する經費は更に増額せらるへきものなるやと、成る程疑の生しそなることなり是亦其筋の人に就きて聞き糺すに看守部長は看守長の職務を補助せしむるを以て本色とす故に支署長にして看守長兼任は解職せさ

たり然るに往々服裝如何に頓着せず在監人等の冷笑するをも意とせず揚々自得の色ある人もあるやに聞き及へり紀律嚴肅秩序整然たるを要する今日に在ては漸次其跡を絶つは勿論なるへしと信すれども威嚴を失するか如き行爲は一時も早く改良して監獄の体面をも保全するの注意あらんことを望む斯く云へばとて必ず美服の着用を勸むるにあらす中には警部より監獄官に轉任し警部の制服不用となるにより其徽章を除きて依然之を着用する等のことなきを得ず假令一見警部の制服たりしを知り得るを以て誠に見苦しく且体裁甚た宜しからず上、之を行へば下、亦之に倣ひ服裝の取締は終に行はるゝこと能はざるに至る是れ吾人の當局者に向て注意を喚起せんと欲し且戒飾を望む所なり當局者諸君少しく注意あれ

●看守部長を本署へ置かれざる理由

本年内務省訓令第二號を以て看守部長を設置せられたれども監獄支署に限ることゝなり本署には及ぼされず本署たりとて看守部長を置くの必要なしと思はれざるを以て支署に限られたる理由如何と聞合はせし處曰く本署に看守部長を置かれざる所以は本署ること當を得たるものとす而して看守部長は其身分たる依然看守たるを免かれされは看守の一員として數ふべきものなり故に看守部長と雖看守定員の外に増置するを得ず隨て之か増費は爲すへからざるものとすとの解答を得たり茲に掲げて參考に供すること爾り

●刑法の改正に就て

は已に審査委員長并に審査委員の任命あり其人名并に冀望は本誌(第三卷第五號)に掲載せしが抑々刑法は監獄の母とも云ふべき關係あるものにして刑法の命する處は之を遵奉せざるへからず刑法の改正如何は著しく監獄の方針及施治上に影響す監獄官たる者は對岸の火災視すへき時ならず若し監獄に關する事項にして刑法の改正に裨益あることあるに於ては各自其意見を陳辨して刑法審査委員諸彦の參考に供するも贅事ならざるへし否自他の便益を得るに至らん幸ひ本誌は警察監獄の機關なれば意見を有せらるゝ大方監獄官諸君は本誌に掲載して以て當局者の注意を喚起せられては如何本會は亦大方の投寄を本誌に掲載することを怠らざるへし敢て監獄官諸君に告ぐ

●再犯者を發見する一手段

世人再犯囚の多きを以て監獄の不整理に歸す酷なりと云ふへし成る程監獄の改良進歩其度に達せず今尙ほ其行程にあるを以て幾何歟其責を分擔せざるへからざるかは知らざれども今日の現況にては監獄内にて如何ほど感化矯正するも出獄後頼るべき所なく今日に窮するよりして知らず識らず窃盜を爲すの已むを得ざるに至る者甚しとせず歐米文明國に於ては監獄のみにて感化矯正の善果は全收し能はざるを認め放免囚保護會社を設けて出獄人を保護し監獄にて感化せし効顯を繼續成就せしむ又幼年囚に在ては感化院の設けあり監獄と相待て其効を全ふす我が邦にては保護會社及感化院の設け周からず再犯者の多き獨り監獄の不整理にのみ歸すへからず故に再犯者を減少せんと欲せば宜しく速かに保護會社并に感化院を設立すへし、又現今の如き扱にては再犯以上の者を認知する能はず之を認知する方法の設けもなし僅かに同一監獄に再三入監する歟若くは當人より白狀するを以て其再三犯なることを知るの道あるのみ故に今日の再犯以上の調査は精覈のものならず寧ろ再犯以上の囚人は判明せずと云はんのみ、裁判所に於ても今少し再犯以上の者なるや否乱明を嚴にし漫りに

偽名詐稱を以て初犯者の如く假粧せしむること勿らしむる様せられたし警察官も亦再犯以上の者なるや否を識別することを勤め又監獄署に於ては新入監者ある毎に其族籍氏名身分等を詳細に問糺して之を記し其原籍若くは現住地の警察署へ照會し眞偽如何の調査を遂けることを依頼し其回報を得て本人の供述を確證する様に注意せられたし如此に爲すときは自然前犯のあることを發見する便宜を得ん、而して監獄にて其再犯以上なるを發見せば直に之を裁判官に通知して其參考に供すること、せば可ならん故に各地監獄に於ては必ず先づ新入監者の原籍若くは現住地の警察署へ照會することを怠らざる様一定に之を行ふへし是れ再犯以上の者を知る一手段なればなり且警察署に於ても罪囚を知るの便宜ともなり自他兩便なりと信す

● 京都府市警察署の増設

京都府市部の警察署は上京下京の二署なりしを警察事務擴張の必要に據り之を増設するの計畫ありて既に昨年春實施せられんとせしも事情ありて果さず在再一年を経過せり然るに昨年の通常府會に議案を出したるに府會はこの計畫を賛成し原案の二警察署

増設を更に四警察署増設とし合して六警察署を置くことに議決せしを以て府知事は直に之を認可し此程其筋の許可を経て愈四月一日より京都市に六箇の警察署を見るに至るといふ警察署増設の必要は獨り京都市に限らず大坂市も亦現在の四警察署にては迎も周到を望むへからず擬年十六分署増設の計畫ありしとは本誌にも記載せしとありしが京都府會の再決に準し大坂府會も進んで警察署を増置し以て人民の便利を考へ警察の周到を計られんと希望の至りに堪へざるなり

● 銀行護衛巡查

國庫金取扱即ち大藏省爲替方を勤むる銀行今日にては支金庫に當る銀行に於ては國庫金護衛の爲め巡查の配置を受け居る地方今尙ほ多し是は明治十二年の頃より初て護衛の爲め巡查を配置することとなりしも明治十四年以來特別に配置するに及ばず唯注意を嚴にし夜警等を周密ならしむれば足ることなりしを知らざるに坐するとならん今日に請願巡查の制も設けあるとなれば銀行の如き特別保護を要する場所には巡查の配置を請願せしめ官より之を配置するとは廢止せられ其巡查を以て他の有用なる場所に配置せる

るとに改めては如何

● 九州諸縣警部長の會合

熊本縣に於ては客月下旬長崎縣、熊本縣、大分縣、福岡縣、宮崎縣、佐賀縣の六警部長を會合して警察事務上諸般の打合を爲し其他諸規則中に於て取扱上不便と認むる事項に付種々協議を遂げられたるよし定めて有益なる協議ありしとならん

● 伯林に於けるヘーン氏

此程歸朝せられたる清浦貴族院議員の談話に據れば前の内務省雇警官練習所教師ヘーン氏は獨逸伯林に歸着直に舊職方面監督に従事し頗る健康なり氏は日本に於て政府及地方官警察官諸氏の厚待優遇を受けたることを満足に思ひ甚日本負債にして其朋友親戚等に日本を語るに常に賞賛の語を以てす又日本より携へ歸りたる日本特産の物品を飾り立て以て同邦の諸人に誇示せりと就中警部長諸氏より贈られたる黃銅の花瓶并に練習生諸氏より贈られたる甲冑は自分日本警察に盡力せし功勞の報酬にして警部長以下諸氏の友愛の情誼を籠めし表章なりとて愛翫措かず來訪の諸人に示して喜色滿面に溢る、清浦君同氏を訪問の節も之を指示して日本に在りし日の事と

も物語り懐舊の情禁し得ざりしといふ、又清浦君を視ると我が同胞の如く其來遊を歓迎し諸方へ紹介の勞を執られ且可及丈の案内をせられ爲めに清浦君も不少便利を得られたるよし、ヘーン氏は實に我警察事務上の指導者にして制度改良上の羅針盤たりしなり其日本を去るや第二の故國を去るの思ありて惆悵戀々の情ありしなり一萬里外の故山に在りても尙ほ日本を思ふの心緒は常に黃銅の花瓶、南蠻鐵の甲冑に對して紛れんとし夢魂宵空を飛跳して扶桑峰頭の皚雪を見るなるへし

● 巡査は轉任するを得ず

巡査は志願に因て試験採用するものなるを以て甲縣の巡査にして乙縣の巡査に其儘轉任するを得ざるとは本誌まばへ記載せし所なるが此疑問は尙ほ解けるざるものあるやにて時々其筋へ問合さるゝものありと聞く尤も此問題は巡査其人の利害休戚の係る所なれば之を講究するは敢て杜運にもあらざるへし何故に甲縣か乙縣へ其儘轉任するを得ざるや是れは深き理由を探るに及ばず昨年八月發布の巡査採用規則に照らして明白なり則ち第七條の誓文の冒頭に日令般何府縣巡査志願仕候に付云々其志願は單に帝

國巡査たることを志願するにあらすして何府縣即ち地方を限りて志願するものなれば巡査は特に地方を限りて奉職することを志願し敢て他を願はず故に其地方に於ては巡査たるの資格あれども他の地方に於ては資格なきものとする人或は云はん巡査自身に轉任する場合なれば志願と云へるとに重きを置くべきものなるべきも官の都合に依り轉任せしむる場合に於ては志願上の關係は既に消滅して誓文に祇觸する所なし故に轉任せしむるに於て何の妨か之れあらんと是れ辭論たるに過ぎざるなり官は巡査に向て他に轉任を命すべきものにあらす巡査の性質は各地方を共通して奉職の權あるにあらす特に志願の上試験を経て他志なきを誓ひ然る後採用するものなれば甲地方の巡査たるものにして乙の地方に至りては更に採用規則の手續を踐むにあらざれば乙地方の巡査となるを得ざるものとす若し官に於て勝手に轉任を爲し得るものとするときは巡査は志願に因て採用するものとせし性質は變して無志願無試験にて任命するの不都合を醸すに至らん何となれば甲の地方に於てこそ志願の上試験を経て任命せしものなれば乙の地方に於ては志願もせず試験をも經ずして任命すればなり斯

くなるを以て志願及試験といへる要件は巡査たるの全般の必要なくして一部分即ち新に就任する巡査にのみ必要となり採用規則の精神は竟に蟬脱の結果を見るに至らん

● 結社解散權に關する法案

佛國の代議士院に標題の法案提出せられしこと及び其法案の要領は本誌第五號に記載せしが紐育「クイリー」新聞の報する所は頗ふる詳密にして該法案の要旨を知るに足るものあるを以て左に該法案の規定事項を抄出して以て讀者の一覽に供す

主義ト人物ト中間ハス常人タルト宗徒タルトヲ論セス何人ニテモ皆結社ノ自由アリ結社ノ自由ハ公法ニ基クモノトス結社ハ其目的ノ如何ニ關セス其會員ノ多寡ニ拘ラス自由ニ之ヲ組織スルヲ得但シ結社ノ趣意ニシテ善良ナル風俗法律又ハ公共ノ安寧ニ背戾スルトキハ之ヲ禁ス
 結社ヲ設クル者ハ其旨ヲ檢事局ニ届出テ其社則ノ稿本ヲ添ヘテ差出スヘク而シテ檢事局ハ之ニ受領證ヲ交付スヘシ
 法律違犯ノ場合ニ於テ結社ヲ解散スルトキハ裁判所ニ於テ之ヲ宣告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ内

開會議ニ於テ議定シタル布告ヲ以テ解散ヲ宣告スヘシ
 (一) 結社ハ其社員中外國人ノ多數ヲ占ムルトキ
 (二) 結社ノ代表者若クハ指揮者中ニ一人以上ノ外國人アルトキ
 (三) 結社ノ場所ハ佛國內ニ在リト雖モ外國ニ於テ本部又ハ社長ヲ有スル他ノ會社ニ加入シタルトキ命令ヲ受ケタル期限内ニ解散ノ布告ニ依準セサル所ノ前記結社員ハ六月以上二年以下ノ禁錮ニ處ス

結社ハ其主持スル目的ニ適當ナル制限内ニ於テ動産及不動産ヲ所有スルヲ得法人ノ資格ハ法律ヲ以テスルニアラサレハ結社ニ與フルヲ得ス又贈與ハ結社ニ之ヲ爲スヲ得ス但シ其社員ノ一人ニ之ヲ爲スハ妨ナシ
 凡ソ社員ハ何時ニテモ退社シ且ツ其拂込タル金額ヲ要求スルノ權利ヲ有ス但シ飲食費及保存費トシテ結社ノ使用シタル費額ヲ以テ相殺ノ名義ニテ右ノ要求ニ反對スルヲ得ス
 前條ニ豫定セラレタル布告ヲ以テ解散ヲ命シタル場合ヲ除クノ外此法律ヲ犯シタル者ハ輕罪裁判所

ニ於テ五年以下ノ禁錮ノ刑ヲ適用スルヲ得
 右ノ外法律案ハ結社カ法律及公安ニ背反セサルヤ
 否ヤヲ證明スル爲メ之ヲ監督検査スルノ權利ヲ行
 政吏員ニ與ヘタリ又此監督權ハ行政吏員ニ結社ノ
 部局ニ侵入スルコトヲ許セリ

以上は該法案の要略なるか該法案の代議士院に於
 ける否決こそ前ドフレンチー内閣の辭職を惹起し
 たるものとす(法案要略の譯文は三月廿五日の官
 報による)

●自轉車の利用

數年來歐洲諸國にては軍隊に自轉車を利用せらるゝ
 由にて是れは第一、費用ヲ低廉なる(第二)騎馬より
 も迅速なり(第三)轉運上置々たる音響を發すること
 なく作戦上の便益ある等其利益甚なからざるに因る
 趣きなるか我が東京憲兵隊に於ても本月一日より自
 轉車を使用することゝし以て從來急用ありしとき使
 用し來りし乗馬に代ふることになしたりと云ふ而し
 て其理由は自轉車の慣熟するときは一日に四十里を
 馳すること容易なるのみならず費用の點に於ても乗
 馬に比すれば遙かに低廉にして即ち飼料其他の費用
 を要せざるのみならず遙かに油を注射する時々掃

除を要するまでのことなれば至極手軽なりと云ふに
 ありと聞く
 記者曰く自轉車の迅速にして費用の低廉なる固よ
 り乗馬の比にあらざる警察上之を應用するの利便
 を鳴矢と辨説を俟たざるへし憲兵隊に於ける應用
 の自轉車を常備せしめ以て要急の用に充てられ
 んこと予輩の希望して措がざる所なり
 ●奇報一二
 ○奇妙なる盜難届 岐阜縣大野郡莊川村の某女が十
 數年來連れ左の届書を差出したる由
 盜難御届

私儀十數年來添ひ來りし大切の夫を一昨夜より二
 晩お何なるものか盗み取られ候に付至急御取戻し
 被下度此段及御願也
 ○警察官は如何に處置せられしか知らず
 民黨煙草は近頃愛知縣中島郡一ノ宮邊に巡查を奉職し
 たる某氏は是れ頃感する所ありとて職を辭せしを民黨
 の有志者は是れ警察官選舉干渉問題の喧しき故我黨
 を替成して大評判となり若干の金員まで囁して煙草店を
 同さしめ民黨煙草と呼はしめたる由但し記者は其眞
 否を知らず
 ○花嫁の護衛 靜岡縣下北遠光明村某家の娘頃日興
 入れの約成る其嫁するの夜何にか女に縁りある漢出
 て途に之の家に至り僅かに差なく合番の式を擧ぐる
 を得たりと聞く婚儀に警吏の立會あるは之れ嚙矢な
 りと新聞紙は報せり

●論說

員

